

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和7年3月10日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査-----	3
(生活環境部)	
質疑(水谷毅委員)	
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査-----	3
(保健福祉部)	
説明の訂正(保健福祉部長)	
質疑(増永和起委員、光好博幸委員)	
議案第6号の審査-----	25
質疑(増永和起委員、光好博幸委員)	
議案第4号及び議案第12号の審査-----	26
質疑(水谷毅委員、増永和起委員、光好博幸委員)	
議案第8号の審査-----	47
質疑(増永和起委員)	
議案第7号、議案第13号審査-----	48
質疑(水谷毅委員、増永和起委員)	
散会の宣告-----	55

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和7年3月10日（月）午前11時14分 開会
午後 4時42分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 福住礼子 副委員長 光好博幸 委員 水谷 毅
委員 増永和起 委員 香川良平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

副市長 山本和憲
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 谷内田 修
生活環境部理事 西川 聡 保健福祉部次長兼障害福祉課長 由井秀子
生活環境部副理事兼自治振興課長 川本勝也
生活環境部副理事兼産業振興課参事 山下 聰
市民課長 坂本真輔 文化スポーツ課長 妹尾智行
産業振興課長 鈴木 誠 環境政策課長 菰原知宏
環境業務課長 三浦佳明 保健福祉課長 西村公輔
生活支援課長 仲野 誠 高齢介護課長 細井隆昭
国保年金課長 畑原陽介 国保年金課参事 田村信也

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局総括主査 仲野太朗

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 令和7年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第10号）所管分
議案第 6号 令和7年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第 4号 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第12号 令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第 8 号 令和 7 年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7 号 令和 7 年度摂津市介護保険特別会計予算
議案第 13 号 令和 6 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

(午前 11 時 14 分 開会)

○福住礼子委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名します。

それでは、先日に引き続き、議案第 1 号所管分及び議案第 9 号所管分の生活環境部所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、先ほど本会議でいろいろ各議員からも指摘がありましたけれども、今回の案件は、民生常任委員会の中での話で、意見になりますけれども、一言申させていたいただきたいと思えます。

具体的な経緯については、本会議でも説明がありましたが、今回の案件は一般会計の予算を介護保険特別会計に回すものであったわけです。私も民生常任委員会というのは一番市民の皆さんの生活の中に関わる部分です。一般会計からということは、一人一人の貴重な税金から賄われてるもので、精神的な部分になるんですけど、市民一人一人に申し訳ないことをしたという気持ちがあるかどうかで、今後のことも変わってくると思えますので、しっかりその辺、我々議員もそうですけれども、心して取り組んでいきたいと思えますし、そうしていただきたいことを要望したいと思います。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 16 分 休憩)

(午前 11 時 17 分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

次に、議案第 1 号所管分及び議案第 9 号所管分のうち、保健福祉部所管分の審査を行います。

本件については、議案第 1 号所管分及び議案第 9 号所管分について、訂正の説明を求めます。

谷内田保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 一般会計保健福祉部所管の事項について審査を再開いただく前に、発言の許可をいただきありがとうございます。

今回、一般会計当初予算及び介護保険特別会計当初予算において訂正をさせていただくこととなり、改めておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

先日、補足説明させていただいたところでありますが、改めて保健福祉部所管分に係る訂正内容に関しまして御説明申し上げます。

一般会計歳出予算に関しまして、介護保険特別会計繰出金 13 億 573 万 9,000 円を 13 億 3,373 万 7,000 円に、介護保険特別会計の審査については後ほどとなりますけれども、今、同時に御説明させていただけたらと思えます。

介護保険特別会計に関しましては、歳入予算、一般会計繰入金 13 億 573 万 9,000 円を 13 億 3,373 万 7,000 円に、歳出予算に関しまして、介護保険システム標準化対応業務委託料 2,799 万 8,000 円を追加訂正させていただいたものでございます。

予算書の訂正につきましては、こういう形となりますけれども、予算概要に関しましても訂正となりますので、改めて御説明申し上げます。

まず、一般会計歳出予算に関しましては、予算概要48ページ、6段目、介護保険特別会計繰出金事業中、介護保険特別会計繰出金13億573万9,000円を13億3,373万7,000円に、11段目の計の額39億4万7,000円を39億2,804万5,000円に、49ページに移っていただきまして、6段目の一般財源12億381万8,000円を13億3,181万6,000円に、11段目の計の額でございます、30億6,538万1,000円を30億9,337万9,000円に訂正をお願いしたいと思います。

次に、介護保険特別会計に関しまして、同じく予算概要180ページ、3番目の一般事務事業の中で、介護保険システム標準化対応業務委託料、項目自体を追加いただきまして、金額2,799万8,000円の追加となります。

一般事務事業につきましては、合計の2,780万円を5,579万8,000円に訂正となります。

181ページに移っていただきまして、3段目の一般財源2,771万円を5,570万8,000円に、6段目、計の額がこれに伴い変更となりまして、1億4,193万7,000円を1億6,993万5,000円に訂正をお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、このたび、このような事態になり、大変申し訳なく思っております。今後このようなことがないように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○福住礼子委員長 説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、保健福祉部に関する質問を行わせていただきます。大体予算概要で質問します。途中で予算書等入るかもしれませんが、そのところはまたそのときに用意しますので、言わないときは予算概要でお願いいたします。

質問番号1番です。48ページ、社会福祉法人介護特例補助事業、高齢介護課です。唯一の介護保険利用料減免制度です。毎回これは質問をしておるんですけども、利用者は増加しているのでしょうか。利用者数の推移を教えてください。また、周知方法についてもお願いいたします。

質問番号2番です。48ページ、敬老事業、同じく高齢介護課です。敬老祝金を楽しみにしていたのに、お金でなく品物になってがっかりしたとお声、これ前のときにもそういうお声が出てるとの話はありましたけれども、やっぱり何度も何度もいろんな方からお声は聴くんです。確かに2023年度決算では600万円ほどの金額だったと思うんですけども、新年度の予算は約1,000万円と増えています、お祝いの品物がグレードアップするとか、何か理由があるのでしょうか、教えてください。

質問番号3番です。48ページ、高齢者日常生活支援事業、高齢介護課です。高齢者民間賃貸住宅家賃助成費、これも毎回聞いておりますけれども、使っておられる方には非常に喜ばれている制度ですので制度を周知してほしいと言うております。現在利用している世帯、新たに増えた世帯はあるのでしょうか、教えてください。

質問番号4番です。50ページ、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業。これは緊急通報装置についてお伺いしたいと思います。これも対象者を拡大していただいて、

新たに対象になっている人、増えてるんじゃないかと思っていますが、以前、これは対象者100人のときから600人へと目標を持ってらんだとおっしゃってられました。現在はどうでしょうか。周知方法も含めて教えてください。

質問番号5番です。50ページ、介護予防・ふれあい事業、高齢者交流入浴委託料です。これも内容と利用者数を教えてください。

質問番号6番です。これは補正予算書の40ページになります。障害福祉課です。障害福祉サービス費等給付事業。補正で障害福祉サービス費等給付費が1億392万3,000円上がっております。財源内訳も含めてこの費用についての説明を求めます。当初予算の根拠についても教えてください。

続いて、質問番号7番です。決算概要に戻ります。54ページです。これは障害福祉課です。手帳申請受付・交付事業、手帳の申請から交付までの期間が非常に長いとのお話を市民の方から伺っています。どれぐらいの期間がかかるのか教えてください。

質問番号8番です。46ページに戻ります。決算概要です。生活困窮者自立支援事業、生活支援課です。水谷委員も御質問されてたんですけれども、この自立支援のところへの相談件数、またコロナのとき増えたけれども、減って、また今増えていると聞いているんですけれども、相談支援員の体制について、支援員の男性と女性の割合についても教えてください。

質問番号9番です。68ページ、生活保護事業、同じく生活支援課です。権利としての生活保護、代表質問で行いましたけれども、生活保護利用をちゅうちょさせるも

のに扶養照会がございます。親族にそういうことを知られたくないと生活保護、本来なら利用できるようなところが利用されない場合がございます。摂津市の2023年度の扶養照会の件数で、そのうち経済的扶養につながったケースを教えてください。

もう1点お聞きします。

夏の暑さが命に関わる危険な暑さと言われ、生活保護世帯にも以前はぜいたく品だと認められていなかったエアコンの設置、これが認められるようになっておりますけれども、その内容について教えてください。

続きまして、質問番号10番です。予算書にいきます。52ページです。これは保健福祉課です。不動産売払収入7億484万7,000円、これは健都イノベーションパークの土地だと思いますけれども、昨年度は応募企業が辞退をして売却に至らなかったことがあったと思いますが、現状を伺います。

質問番号11番です。決算概要に戻ります。46ページです。同じく保健福祉課です。災害見舞金給付事業です。

まず、2月に摂津市内で火災が連続して起きました。亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げます。また、被災をされた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

被災をされた方への災害見舞金についての周知と手続の状況、また災害に遭われた方に様々な制度をお知らせする方法や、ほかの課と連携して行った被災者支援について教えてください。

質問番号12番です。70ページ、健康せつつ21推進事業、保健福祉課です。摂津市では心筋梗塞等で亡くなる方が多いと聞きますが、現在の状況、取組について

伺います。

以上です。1回目の質問を終わります。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 高齢介護課、5点でございます。

1番目の社会福祉法人介護特例補助事業でございます。こちらにつきましては、介護保険サービスの利用促進を目的に、低所得者で一定の要件を満たす生活困難な利用者にサービスを提供する社会福祉法人が、利用者負担を4分の1に軽減するものでございます。

過去の実績で申し上げますと、令和3年度までは4人、令和4年度6人、令和5年が8人で、令和6年度は11月現在で8人の御利用となっております。年々増加はしてきてるかと考えております。

また、周知につきましても、各社会福祉法人にホームページに掲載いただいているほか、事業所のケアマネジャーや相談員が必要に応じて案内していただいている状況でございます。

2番目の敬老事業でございます。令和5年度決算576万2,290円に対し、令和7年度の当初は1,003万1,000円を計上させていただいておりますが、令和7年度におきましても、令和5年度と同様88歳7,000円相当、99歳1万円相当の祝品、100歳以上の方に5万円相当のカタログギフトで金額の変更は考えておりません。

こちらの決算と予算の乖離でございますが、令和5年度決算におきましては88歳が553人、99歳が27人、100歳以上の5万円相当のカタログギフトは59人でした。令和7年度におきましては、88歳518人、99歳52人、100歳以上90人となっております。

88歳の方につきましては、令和5年度553人に対して518人と35人減少して計上としておりますが、5万円相当となる100歳以上の方は59人に対して90人と31人増加している状況でございます。

また、100歳以上の方に贈呈をさせていただきますカタログギフトにつきましては、毎年度入札により業者を決定しております。設計金額、システム利用料を含め単価5万800円で設計をしておりますが、入札結果としてこれを下回る金額で決定されたこともあり、金額に乖離が出ている状況でございます。

続きまして、3番目の高齢者日常生活支援事業、高齢者民間賃貸住宅家賃助成費でございます。こちらにつきましては、令和7年度は245件分3,180万円を計上しており、今年度2月末時点で25件の新規件数、計218件の利用となっております。

続きまして、4番目、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業、緊急通報装置でございます。こちらにつきましては、固定型に加え携帯型の導入以降利用者数は伸びておりまして、令和7年1月末現在で163人となっております。令和5年度末のサービス利用者数は144人でしたので、比較して19人増加している状況でございます。

依然として、目標数値には達してはおりませんが、周知といたしましてホームページへの掲載ほか、またケアマネジャーにも紹介をさせていただいております。それから利用者の案内につないでいただいているような状況でございます。

最後、5番目の介護予防・ふれあい事業、高齢者交流入浴委託料の内容でございま

す。高齢者交流入浴は、安威川以南地域に位置する3か所の特別養護老人ホームにおいて、2か所で週1回、1か所で月1回、施設の浴場を開放していただき、65歳以上の方が無料で利用できるもので、令和2年度に制度を創設したものでございます。

コロナ禍もございまして、令和5年7月から2施設にて開始、今年度1か所が6月から開始をいただき、現在3か所全てで実施していただいている状況でございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 由井次長。

○由井保健福祉部次長 それでは、障害福祉課に係ります2点、6番、7番の御質問にお答えさせていただきます。

まず、6番目、補正予算についてでございます。令和6年度の当初予算としましては、3年に1回の報酬改定の予定があること、また、障害福祉サービスの利用者が年々増加しており、給付費も増額となっていることから、令和元年度から令和5年度見込みの実績増加率の平均値としてプラス7.75%、また、先ほどの報酬改定として0.51%を増加率として、合計8.26%として算出しておりました。

しかし、本年度の最終見込みとしてはプラス13.4%となる見込みから、31ページの歳出額補正額であり、それに伴う17ページの国庫負担金として2分の1、21ページの府負担金として4分の1の補正額であります。

続きまして、7番目の障害者手帳についての御質問に対してお答えさせていただきます。身体障害者手帳についてはおおむね1か月での発行、精神障害者保健福祉手帳は、障害年金による申請の場合は日本年金機構、診断書による申請の場合は大阪府こころの健康総合センターに判定依頼を

かけることから、新規については申請受付から3か月、更新であれば2か月ほどかかります。療育手帳につきましては、18歳未満については吹田子ども家庭センター、18歳以上は大阪府障がい者自立相談支援センターに判定依頼をかけることから、申請受付からおおむね3、4か月必要となります。外部機関に判定依頼を行うことから、日数がかかるものであります。そのことから、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の更新については3、4か月前から申請受付を行っております。

以上です。

○福住礼子委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 それでは、生活支援課に関わります御質問にお答えさせていただきます。

まず、質問番号8番、生活困窮者自立支援事業における人員体制についてお答えいたします。現在の人員体制におきましては、正規職員が2名、相談支援や事務を担っていただく会計年度任用職員が6名の合計8名の体制となっております。そのうち相談支援を担っているのは正規職員である主任相談員1名と会計年度任用職員である自立支援相談員3名の合計4名でございます。

なお、男性女性の人数につきましては、自立支援相談員2名が男性で、主任相談員と自立支援相談員1名が女性でありまして、男性女性ともに2名ずつの体制でございます。

続きまして、質問番号9番、生活保護に関する御質問にお答えいたします。まず扶養照会につきましては、生活保護法におきまして、扶養義務者の扶養は生活保護法に優先して行われるものとされておりまして、扶養照会をさせていただいておるん

ですけれども、2023年度の扶養照会の件数につきましては、新規の申請295件、新規以外2,760件で、合計3,055件ございました。そのうち、2023年度で経済的支援に新たにつながった方につきましてはゼロ件でございました。

ただし、扶養照会につきましては、被保護世帯に対して仕送りなどの金銭的援助のみならず、定期的な訪問や電話連絡など精神的な支援も期待して行わせていただいているものでございます。

続きまして、エアコンの設置につきましては、平成30年の「生活保護法による保護の実施要領について」の改正により、冷房器具の購入について認められるようになりました。エアコンの設置の対象につきましては、保護開始時に持ち合わせがない場合、災害により喪失し災害救助法等ほかの制度からの措置がない場合、犯罪等により被害を受け生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合とされております。

これらの方以外は、エアコンも含め、日常生活に必要な生活用品につきましては、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくか、もしくは生活福祉資金の貸付けを活用するよう示されているところでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 西村課長。

○西村保健福祉課長 それでは、私から、保健福祉課に係る3点の御質問にお答えいたします。

質問番号10番、健都イノベーションパークの現状についてですが、委員がおっしゃったように令和5年度につきましては、健都イノベーションパークの売却に向け

て公募を実施しましたが、応募者からは物価高騰などを理由に辞退届が提出され不調となりました。

令和6年度につきましては、令和5年度の結果を受け、健都イノベーションパークへの進出に興味を示している複数の業者に対して、公募参加に向けた課題等を聴き取り、条件整理等を行い、公募要項を作成しており、現在、庁内で内容の確認作業を行っているところでございます。庁内での確認が終わり次第、できるだけ早いタイミングで外部委員を含めた摂津市健都イノベーションパーク立地企業等選定委員会を開催し、公募を開始したいと考えております。

続きまして、質問番号11番、火災に伴う災害見舞金について、災害見舞金制度の周知につきましては、まず防災危機管理課が担う初動対応の聴き取りにおいて、災害見舞金の問合せ先である保健福祉課を案内しております。また、避難先が見つからない方を対象に開設した避難所において、保健福祉課の保健師と管理栄養士が健康確認を行った際に、災害に遭われた方へのお知らせという、全庁的のどのような支援が受けれるのかをまとめたチラシを配付させていただき、制度の周知を図っております。

災害見舞金の手続の状況につきましては、現段階で、庄屋の火災については4世帯、鳥飼西4丁目の火災では10世帯、家屋の罹災証明発行に係る消防の調査が行われたと聞いております。庄屋については、4世帯のうち3世帯に災害見舞金の説明を行い、申請手続の準備を進めているところでございます。鳥飼西4丁目につきましては、4世帯の申請を受け付けるとともに、そのほか4世帯に災害見舞金の説明を行

っております。まだ説明ができてない世帯につきましては、引き続き罹災証明の申請発行の際に、消防職員から保健福祉課へ誘導いただき対応してまいりたいと思います。

他課との連携については、全ての方に、案内ができていないわけではございませんので、消防と連携して罹災証明発行の際に、保健福祉課へ行っていただくよう案内をしてもらう体制を整えて、火災に遭われた方に対して漏れのないように制度の周知ができるように取り組んでいるところでございます。

次に、質問番号12番、本市の急性心筋梗塞の現状ですが、平成25年から平成29年までの期間と、平成30年から令和4年までの期間における急性心筋梗塞の死亡者数につきましては221人から191人へと、若干の減少が見られますが、全国を100として計算する標準化死亡比につきましては大阪府内でもかなり高いところで推移をしているところでございます。

取組といたしましては、心筋梗塞の前兆を知ってもらうことで、心筋梗塞の死亡率を減らすSTOP MIキャンペーンというものを、平成29年から国立循環器病研究センターと連携して取り組んでおり、市民公開講座での啓発や広報紙、地域福祉通信での周知、イベントでのチラシの配布に加えまして、地域のサロン活動等で保健師による講話などを通じて周知啓発を行っているところでございます。

令和7年度におきましても、国立循環器病研究センターと連携して周知啓発活動を行い、市民に急性心筋梗塞の前兆を知っていただき、心筋梗塞による死亡数を減らす取組を進めてまいりたいと考えており

ます。

以上です。

○福住礼子委員長 増永委員

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番、高齢介護課です。社会福祉法人介護特例補助事業。だんだんと人数が増えてきましたとのことで、ケアマネジャーといろいろと周知もやっていただいているとのことだと思います。本当に、利用料の減免制度ってこれしかないので、ぜひ広げていただきたいと思うんです。

大阪社会保障推進協議会の資料によりますと、2024年3月末のデータで、吹田市が72件、豊中市44件、高槻市50件、茨木市28件、池田市14件など北摂各市、摂津市よりも高い利用件数となっております。経済的な理由で、介護サービスの利用控えが起きることは、重症化にもつながりますので、ぜひこういう制度があって、介護サービス使えるんですよと多くの方に知らせていただきたいと思いますので、さらに努力していただきますよう、要望としておきます。

質問番号2番です。敬老事業の長寿祝品の金額は変わってませんよとのことですが、一人一人受け取る市民によって好みも違いますし、生活も違いますから、市としてはいろいろ工夫をされてやっておられるとは思いますが、なかなか皆さんに喜んでいただくのは難しいことと思います。

せっかく市からのお祝いに、誰もが喜んでいただくことでは、以前やっていたお祝い金に戻すほうが、いいのではないかと私はと思います。それを楽しみに、孫にちょっとお小遣いあげたんやとかね、何かおいしいものお友達と食べに行くんやとかね、

そういうふう自分で自分の使い方を決められるのが、高齢者にとってもいいんじゃないかなと思います。

同額に近い500万円ほどの額を大阪万博にたった1日出展する費用に使う予算もありますけれども、市内高齢者にぜひしっかり拡充して使っていただくように、これも要望としておきます。

質問番号3番です。高齢者の家賃補助ですね。これは新たに25件でまたちょっと増える理解でよろしいんですね。これもケアマネジャーとかを通じてお知らせをいただいていると思います。本当に助かる制度やと思います。

ただ、対象となるのが上限5万円ということです。今、本当に不動産の建て替えで、古いお家がどんどんなくなっていっているんですね。そこが建て替わって新しいところになると、金額が上がって今までの家賃で住んでられへんとなってきます。この制度も受けられなくて、家賃の負担がとっても重くなるのが起きますので、これも何度も言うてますけど、ぜひ5万円の上限額を引き上げていただくようによろしくお願ひしたいと思います。そしたら、もっとたくさんの方が助かりはると思いますので、お願ひします。

高齢者の日常生活を支えることでは、加齢性難聴の補聴器の補助金の導入も何度もお願ひをしているわけです。高額の補聴器を買えない方は非常に多いと思います。大阪社会保障推進協議会の調べでは、大阪府下14市町がもう既に実施をしている状況になっております。意義を認識ということは、摂津市もちゃんとしていただいていると思うんですけども、今まで課題があるからなかなか前に進まないとお話しされてたと思いますが、課題克服のためにど

のような努力をされてきたのか、お願ひしたいと思います。

続きまして、質問番号4番です。ひとり暮らし高齢者の安全対策、緊急通報装置です。数字、教えていただきました。もっと増えてますよとのこと。目標まではまだいかなないですが、いろんなこと起きてきますし、高齢者のひとり暮らし等増えてきますので、これもぜひぜひしっかり周知して活用していただけるようお願いします。

これは、先ほど削減された敬老祝金のシフト先として、この緊急通報装置が拡充されたものですが、シフト先と言いながら、まだまだその数字までにはいってないとのことでした。この事業の拡充は、これ自体が医療や介護の軽減につながるものです。シフトをしてここを拡充した、こっちを削りましたではなく、ビルドアンドスクラップとおっしゃっておられましたけれども、その考え方自体が違ふとお祝ひ金はお祝ひ金としてぜひやっていたきながら、この緊急通報装置もしっかり広げていただく、こういう立場が大事じゃないかなと思います。

削減された紙おむつですけれども、いまだに、もう何人からも苦情の声、聴いています。もう起きられへんようになって、しんどいと。でも、高齢やのに紙おむつ高くて買われへんから、布おむつと、それから消毒液を使っても手が荒れて困るというお話も本当に聞いててね。高齢者の日常生活を本当にこの紙おむつの補助が支えてくださってたところが多い。今も全部なくなったわけではもちろんございませぬけれども、今まで支えていただいた、その元に制度を戻してもらって、しっかりと高齢者の日常を支援して、元気で生き生き、長

生きしていただく。これが摂津市にとってもよいことだと思いますので、ぜひ実現していただきますよう要望しておきます。

質問番号5番です。介護予防・ふれあい事業、高齢者交流入浴委託料で、今までコロナで開いてなかったところが開いてもらえるようになって、令和6年度には予定してた3施設全部がやっていただいているとのことで、これも本当によかったなと思っています。

高齢者の入浴需要は、お風呂が家にないだけではありません。入浴時に倒れるとか、そんな不安もあって公衆浴場を利用する方もいらっしゃいます。摂津市内には、もう銭湯は1軒しか残っておりません。この高齢者交流入浴は安威川以北にも需要はあると思うんです。香露園に、お風呂屋はありますが、正雀から行くには遠過ぎますからね、ぜひいろんな形、考えてほしいと思います。

他市の銭湯を利用している人もいますけれども、他市でも銭湯は減少傾向で、岸辺のスーパー銭湯ももうなくなってしまったとのことで、どこへ行ったらいいんやと言うてはる方もいらっしゃいます。ぜひ、この事業を周知していただいて、週1回やっていただいているところもありますけれども、ほかのところはもっと間が空くということですので、せめて週1回ぐらい、全部やってほしいなと思うんですね。実施日数、実施施設、この拡充についてもお願いしておきます。

実施施設から遠いところには、利用しにくいので何か足の確保ができないかなど要望もいただいておりますので、ぜひいい事業ですので広げていただきますよう、よろしく願いいたします。要望とします。

続きまして、質問番号6番です。障害福

祉課の障害福祉サービス費等給付事業です。1億円の給付費、1億300万円の給付費、1億円の給付費となっておりますけれども、国や府の負担金が入ることによって、摂津市の持ち出しとしては2,598万円と分かりました。

具体的な利用者の増加や給付費の増加、その内容についても、当初よりももっと増えたとお話だと思っていますので、説明をお願いいたします。

続きまして、質問番号7番です。障害福祉課の手帳申請受付・交付事業です。大阪府など外部機関の審査が入るので判定に時間がかかりますとお話やっています。

しかし、市民は、サービスを受けたいがために手帳申請を行う場合が多いです。その間、サービスが受けられないと非常に困ると思うのですが、どのような対応をされているのかお尋ねいたします。

続きまして、質問番号8番、生活支援課、生活困窮者自立支援事業。自立支援相談員の方の男女比が2対2とのことでございます。これとっても、私、うれしいなと思っています。相談者にとって、より相談しやすい体制になったのではないかなと思います。自立支援相談員同士でも、課題を共有し合えるといいますか、そういうことにもなるんじゃないかなと思いますので、非常にうれしいと思っております。

様々な相談があると思うんですけれども、相談者との信頼関係があってこそその支援だと思っています。非常に丁寧に相談に乗っていただいて、非常にうれしかったと声を私も聴いておりますので、具体的にどのような関係の下で、どのような支援が行われているのか、具体例がありましたら、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

ます。

質問番号9番です。同じく生活支援課です。生活保護事業です。扶養照会の件ですね。新規以外の扶養照会の件数が、もう桁違いに多いなと思っております。他市では、箕面市で11件、豊中市でも263件、摂津市2,760件でしたかね、桁が違っております。

摂津市は突出して多くて、しかも経済的扶養にはつながっていないと、ゼロ件だとのこと。利用者にとっては、ほんまに毎回毎回親族にお金出されへんのかって送られるのは、非常にもうつらいと、嫌がらせなんちゃうかと、そう感じるとのお声も聴いております。

また、職員の皆さんにとっても負担な業務になってるんじゃないのかなと思うんです。国から言われてるからそのとおりますではなくて、他市ではそう行っていないわけですから、必要なところにそういう精査をきちっとしていただいて、扶養照会の実務を見直すべきではないかと思っております。

おっしゃいました精神的な支援であるとか、その部分については扶養照会ではなくて、もっと違った形でいろいろ相談に乗っていただけるような、御親族の方、何かあったときには連絡が取れる連絡先とか、そういうのはもちろんちゃんと調べていただいたらいいと思うし、御本人とも納得の上で、何かあったときには、ここへ言うてくださいとか、入院したらこの人が来ますとか、そういうことはやっていただいたらいいと思うんです。けど、扶養照会をそれに充てるのは趣旨が違うと思いますので、ぜひ、それは違う形でお願いしたいと思っております。

扶養照会については、これからの改善と

いいですか、実務の見直しができるかどうか、このことについてお伺いします。

エアコンです。今、御紹介がありましたように、生活保護の方のエアコン、国が認めましたといっても、その中身はもう全て全員、ちゃんとエアコン使ってくださいということになってない。以前から保護受けてる人の家が、エアコンを設置するいうても補助が出ないとか、壊れて使えないエアコンの修理や買替えにも補助が出ない。こういうことが実際にあります。危険な暑さで命に関わる状況でも、補助がないとは本当にひどい話だと思います。

物価高騰の下、生活保護利用者は大変苦しい生活を強いられています。貯金をして、それに備えておけと言われても、そんなことはできないのが今の状況だと思うんです。

そのような中、奈良県の生駒市では、生活保護世帯に奈良市独自で最大10万円、エアコン設置事業を行っています。摂津市でも、国がやらないなら、摂津市が命を守る対策、ぜひ実施すべきではないでしょうか、お答えください。

続きまして、質問番号10番です。保健福祉課です。健都の土地については、早く売ってほしい部分もありますけれども、やっぱり健都のコンセプトに合ったこともきちんと踏まえてお願いしたいと思えます。売却予定額は大きな額ですので、市の財政に与える影響も大きいと思われれます。前回のよう直前でキャンセルとならないようにしっかりと進めていただきたいと思いますので、要望としておきます。

続いて、質問番号11番です。災害見舞金の給付事業です。すごく丁寧にやっていただいていると思っております。前、別府でも火事が起きましたけれども、そのときに

も本当に丁寧にいろんな制度の周知も図っていただきましたし、よその課とも連携しながら取り組んでいただいているなと思っています。災害の見舞金、まだ全ての世帯が受け取っているわけではないのですが、ぜひ最後まで丁寧に寄り添った形で支援していただけるようによろしくお願いします。

被災された方は、精神的にも体力的にも非常に消耗しておられる状態です。市民に寄り添った対応、手続きがワンストップで完了する、そのような体制も考えていただきたいと思いますので、要望としておきます。

質問番号12番です。これも保健福祉課、健康せつつ21の推進事業で、心筋梗塞等で亡くなる方、やっぱり摂津市は全国と比べても多く、取組もやっておりますとのお話でした。

心筋梗塞等の要因となるのは脂質異常症とも言われていますけれども、この脂質異常症は、疫学調査の結果、PFOA暴露と関連があるとされています。昨年12月に報道されたNHKスペシャル「追跡“PFAS汚染”」によりますと、イタリアアベネット州でのPFAS高濃度暴露地域、レッドゾーンと言われるところだそうですけれども、そこと、それ以外の地域の過去38年間、6万人の死亡原因を調べた疫学調査が行われました。

まず、レッドゾーンの死者数は、他の地域の死者数から想定される4万7,731人よりも8%、3,890人多い5万1,621人でした。さらに、死因については、PFASと関連すると言われる脂質異常症等が原因になる心筋梗塞等の心血管疾患、これが想定の1万9,037人を12%、2,368人超過する2万1,40

5人でした。疫学調査を行ったパドヴァ大学のヴィジェーリ教授、疫学調査の権威だと思いますけれども、不気味な実験となってしまったと述べておられたとのことでした。

私は、摂津市で心筋梗塞等が多い原因がPFOAであると言っているわけではありません。PFOAの血液検査、疫学調査を行っていない中で、その関連性は言えないからです。だからこそ、市民の不安に応じて血液検査を行うことが必要ではないかと申し上げております。濃度の高い人にはフォローアップ、検診を受けてもらうなど、早期発見、早期治療につなげていくことが可能です。一人一人の病気や健康との因果関係は、もちろん血液検査では分かりませんが、しっかりと自分の状況をつかむことで対策を取ることにつながります。

また、それが日本での治験集積にも役立ちます。市民の不安に応える血液検査についての見解を伺います。

以上、2回目の質問を終わります。

○福住礼子委員長 暫時休憩いたします。

(午後0時 3分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○福住礼子委員長 では、再開します。

細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、2回目の4番目、高齢者日常生活支援事業に係る加齢性難聴者に対する補聴器購入助成制度につきまして、課題に対してこれまでどのように取り組んできてたかの御質問にお答えします。

本市としましては、これまでも補聴器相談医であったり、認定補聴器技能者の確保といった点で課題があるとお伝えさせていただいておりましたが、このような点も踏まえながら、北摂7市3町で構成する北

摂課長会の中で、本市の課題など加齢性難聴者に対する補聴器助成制度の考え方、課題や、各市の今後の方向性で意見交換をしているところでございます。

まだ、北摂におきましては、制度を創設されている市はございませんが、そのような課題等々も踏まえながら、今後一緒に取り組んでいけるのかどうかの点も含めて検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 由井次長。

○由井保健福祉部次長 それでは、2回目、障害福祉課に関わります6番目の御質問にお答えさせていただきます。

具体で、障害福祉サービスの利用者の増加、給付費の増加の内容とのお問いであったかと思えます。主に、就労継続支援A型、B型の対象者が増加をしております。このことは、今まで障害サービスを受けられていなかった方が、ハローワークの求人で就労継続支援A型の事業所を希望された場合、ハローワークから市へつながりの案内をされることに関係しているものと思われれます。

また、利用者は横ばいではありますが、延べ時間、日数としましては、居宅介護、行動援護が増加しております。そのことにより、給付費の増加傾向は続いております。このことは、利用者の障害の重症度の変化が起こることにより、状況に応じてプランの見直しを行っていることで、実績の時間数が伸びているものだと思われれます。

続きまして、7番目の障害対応についてのお問いであったかと思えます。まずは先ほど申し上げましたように、外部機関に審査判定依頼を行うことから、日数がかかることを御理解いただければと思います。

手帳の発行を行う理由の一つとしては、

障害サービスの受給であろうと思いますが、サービスを受けることが可能かどうかは、手帳の該当者であるかどうかになります。例えば、補装具の申請につきましては、その方の障害の判定をされ、手帳を交付されてからその状況に応じて身体の機能の一部を補完するために交付されるものであります。

また、介護給付サービスにつきましては、障害支援区分が判定された後、相談支援事業所がサービスの利用者意向、また障害の種類や程度、介護している方の状況などを勘案して、その方にそれぞれに必要なサービスの利用計画を立て、サービス提供を受けていただくこととなります。

そのようなことから、手帳の取得までは、先ほど申し上げましたように、お時間がかかることもありますが、その方に応じたサービスを受けれるように、手帳を申請して交付をさせていただいた際には、丁寧に御説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○福住礼子委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 それでは、生活支援課に関わります2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、質問番号8番、生活困窮者自立支援事業の相談支援についての御質問にお答えいたします。基本的には、窓口に来庁いただいて、生活やお住まいのことなど困り事をお聞きする中で、その方が活用できる支援策を提案し、相談者本人と相談員が共に考えながら相談者に合った支援プランを策定し、プランに基づく支援を行っております。

相談者の中には、提案した支援策に納得や御理解がいただけない場合などスムー

ズに支援が進まない場合もありますが、相談者自身に御理解いただき、適切な支援につなげられるよう丁寧な説明を心がけております。

具体的な事例といたしましては、父親から、息子が就労しないので支援してもらいたいとお話がありました。しかし、窓口にはなかなか来られないため、家庭訪問して聞き取りを行いますと、父親自身も通院の必要性がありました。ただし、父親は通院の費用がなく未受診でありましたので、無料低額診療につなげさせていただくとともに、息子に対しましては就労経験がない中、就労準備支援事業による社会参加を通して、就労準備の協力事業所に正社員で就労開始になるなど、積極的に寄り添った支援を通して、具体的な支援につなげられました。

このように、窓口に来て相談いただけない方には、家庭訪問して直接相談をお聞きしたり、御家族の方を交えて方向性を検討させていただくなど、様々な方法で相談者の困り事の解消に向け取り組んでおります。

続きまして、質問番号9番、生活保護に関してでございます。まず、扶養照会についてでございますけれども、扶養照会につきましては、夫婦や母子世帯でありましたら、子供の父親に当たる方は重点的扶養能力調査対象者として、年1回程度調査を行うこととされております。また、兄弟姉妹の方なども扶養照会の対象となりますが、それをもって機械的に扶養照会を行うのではなく、これまでの関係性など被保護者からの聞き取りなどによって確認し、扶養義務の履行が期待できるかどうか、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合には、扶養照会を行わないなど検討の上、実

施させていただいております。

ただし、扶養照会を行うに当たりましては、書類作成や郵送に係る手間などケースワーカーの負担になっている部分もございます。今後の運用に当たりましては、先ほどおっしゃっていただいたような他市の状況を集約する中で、ケースワーカーの負担の軽減を観点に、効果的な扶養照会の在り方について検討いたしたいと考えております。

続きまして、エアコンの状況につきましては、委員のおっしゃるとおり、奈良県生駒市では、生活保護世帯に対してエアコンの設置に関する事業を行われていることは把握しております。

近年、酷暑が続いており、エアコンの重要性を認識しておりますが、生活保護制度の運用につきましては、生活保護法に沿った運用に努めております。新たな制度や運用の見直しなどについて、国の動向などを注視しながら、今後も生活保護制度の適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○福住礼子委員長 西村課長。

○西村保健福祉課長 それでは、保健福祉課に係る2回目の質問にお答えいたします

PFOAにかかる市での血液検査の実施についてのお問い合わせですが、委員がおっしゃったように、知見の集積はまだ不足しているところですが、令和6年8月時点の国の知見に基づきまして、国が作成したPFOS、PFOAに関するQ&A集におきまして、現時点での知見ではどの程度の血中濃度で、どのような影響が生じるかについては明らかになっておらず、このため血中濃度に関する基準を定めることも血液検査の結果のみをもって健康影響を把

握することも困難との見解であり、また日本におきまして、血中濃度の測定に関する公定法や血中濃度の基準等も定められていないことから、現状市として独自の血液検査につきましては、予定はございません。

ただ、さきの代表質問の中でも答弁がございましたが、疫学研究のための血液検査につきましては、令和6年度から令和8年度までの第1期といたしまして、国が科学的知見の充実を図るための血液検査を含むP F A S対策推進費を予算計上されておりますので、そちらの中で進められていくものと認識しております。

以上です。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

質問番号3番、高齢介護課です。加齢性難聴の補聴器の補助の問題です。北摂の課長会で意見交換をしておられるとのことでした。皆さん、恐らくこの補助金制度が意義のあるものやと、ほかの市でもそれは認識をされておられると思うんですけど、非常にスピードが遅いなと思っています。

何もかも全部そろえなくてもいいですから、補聴器の補助事業をまずはスタートさせるところから入ってもいいのじゃないだろうかなど、大阪府下で去年開始をしているところも結構あります。もう14市町にまたがっておりますので、北摂だけずーっとお話ししてるだけで終わるんやったら、あまりにも寂しいなと思いますので、ぜひ、高齢者の人口も介護を必要とする方々が増えてくる状況になっていくと思いますので、認知症はじめいろんな問題で、この耳の聞こえは非常に大きな影響があると言われておりますので、補聴器の補助

事業を一刻も早く始めていただきますように要望して、この質問は終わります。

続きまして、質問番号6番です。障害福祉課です。就労に関することとか、お出かけの支援とか、そういうことで当初考えていたよりももっとサービスが使われるようになった結果だとのお話だったと思います。コロナが明けて、当初予算でも組んでいただいていたけれども、それ以上の増加があるのは、これはいいことではないかと思っておりますので、ぜひまた障害のある皆さんが、自分たちでいろいろ活動がやっていきやすいように取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。要望としておきます。

質問番号7番です。

同じく障害福祉課です。

手帳の申請をしつつ、サービスも使えるようにとのことで、いろいろ御配慮いただいたことは分かりました。

ただ、以前、サービスを利用したい人から、申請は既にしているんだけど、手帳がなかなか来ないと御相談を受けまして、今どうなってますかと、障害福祉課に問い合わせしたんです。大分前の話なんですけど、手帳の交付には時間がかかりますと説明だけをそのときを受けたんです。あんまりにも遅いので、再度問い合わせると、実は、その人が申請していたのは手帳ではなくて、自立医療の支援サービスだったことが分かったんです。御本人は何を申請したのかを、きちっとは把握されていなくて、ともかく申請したんだと思ってらしたわけなんですけれど、その後、改めて手帳の申請を行って、非常に時間がかかってしまいました。

最初の問合せをしたときに、遅いんやけど、どうなっていますかと言われたときに、

その方が何を申請されておられるのかを、確認をしていただければ、もっと早く事態が分かったと思うんです。

市民の皆さんは、制度の理解を何もかもしっかりやっておられるわけではないので、ぜひそこら辺は、職員の皆さんが市民の立場に立って、市民の方が不利益にならないように気を働かせてといいますか、しっかりと御本人のサービス向上につながるように、やっていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。要望としておきます。

続きまして、生活支援課です。8番の生活困窮者自立支援事業です。

来庁して、相談をして、その中身だけじゃなくて、おうちまで家庭訪問もしていただいて、あの息子さんのことの相談だったんだけど、お父さんも、これは支援が必要だと、いろんな形で支援につないでいただいたと。息子さんは、最初なかなか仕事に行こうとか、就職しようとかいうことにならなかったのが、やっぱり信頼関係の中で、そういうことにもチャレンジしてみようとならったのかなとお話を聞いていました。

寄り添った支援を非常によくしていただいていると思っておりますので、今後ともしっかりと市民のお話を聞いていただき、積極的に出ていくことも含めて、やっていただきたいと思っておりますので、要望としておきます。

続きまして、9番、生活保護事業です。

扶養照会の件でございます。よその市と比べて、一桁多いのは、ケースワーカーがほんまに大変と思うんです。真面目にやっておられると思っておりますけど、やっぱりそこはおっしゃったように、どこまでやるのか、機械的に親族全部に送るのではなくて、今

国も、扶養照会について精査して、本当に必要なところに送ったり、そうでないところには、昔やったら戸籍を調べ上げて、扶養照会送ったりしてましたけど、それが本当に誰のためになるのかと、結局経済的支援にもつながらないし、利用者とその親族がもう一度、人間関係が悪くなったりとかいろいろする中で、見直ししていると思います。摂津市ではそんなことはされていないと思うんですけれども、ケースワーカーの負担軽減の観点からも、扶養照会に関しては、もう一度しっかりと見直しを行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

エアコンでございます。奈良市は、生活保護手帳にある自立厚生を目的として寄与されるものは、収入認定しない考え方の下に、これを行っているとのことでございます。また、生活保護世帯だけではなくて、非課税世帯とか、高齢者世帯とか、対象を広くして、エアコン補助を行っている自治体はたくさんございます。奈良市は、生活保護だけなんですけど、それ以外のところも含むと、すごくたくさんございますので、市民の命を守る事業に、夏に向けて、今から何かできないか、摂津市全体で、ぜひ考えていただくように、要望しておきます。

また、前から生活保護を受けていたお家~~に~~、前からないんやったら、もうええやんかと、今までやってきたんやろうという考え方ではなくて、もう今は、エアコンは必需品やという考え方で、国としてもそう運用ができるようにしてほしいと、摂津市からもぜひ要望してほしいと思っておりますので、お願ひいたします。この質問を終わります。

続きまして、質問番号12番です。

保健福祉課です。PFOAの血液検査についてです。

今、いろいろと環境省が言うてることを並べられましたけれども、やらない理屈にしか本当に思えないんです。血液検査をやっている中で、どれぐらいの濃度やったらね、どういう健康影響があるか分かりませんって当たり前なんです。そういうことを分かるためにも、疫学調査としての血液検査、それぞれ必要になってくるんです。やらないのに分からないって言うたら、いつまでも分からないわけです。

よその国で、先ほど紹介したイタリアでも6万人の疫学調査をやってはるわけです。そこからこういうことが見えてきたと、そういう知見を他国では集めてる。ところが、他国でやられたことも、しっかり取り入れてないのが、この間の内閣府食品安全委員会のTDIです。これはもう他国でやったことも全部研究結果無視して、以前の動物実験の分だけで値を決めたという、非常に遅れた結果に、今なっていますけれども、やはり、国が遅れているから、市町村もそれでいいんだではなくて、市町村が、独自にやることを、特に摂津市では求められているんじゃないかと、血液検査、私も受けたんだけどいうたくさんの声を聴くんです。ぜひ摂津市として、行政としてやってほしい。岡山県吉備中央町は実施しはったわけですから、もう町が率先して道をつけてくれたことで、摂津市も後に続くと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。国も、疫学調査目的で、令和6年度から令和8年度までやります。御紹介もいただいたんですけど、代表質問でもありましたけれど、1年間で1,000人です。これね、疫学調査というには、あまりにも少ない。全国で1,000人て、どれぐらいの配分でやるつもりなのかと。

岡山県吉備中央町は2,000人やって

はるんです。2,000人の規模でやってはる。市民団体でも、大阪全体で1,000人やっている。全国で1,000人って、その中で、もし摂津市が選ばれたとしても、一体何人分なんやと。それで、摂津市の何が分かるねんと、たまたま当たった人がとか、そんな話かと、そうなります。

ぜひぜひ、国はそんな悠長なことをやっていますので、血液検査、摂津市として、足を踏み出していただくようお願いを申し上げます。私の質問を終わります。

以上です。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、私から、保健福祉部に関わります質問に入ります。

まずは、全部予算概要で御質問させていただくと、先にいろいろ質問がございましたので、また要望にとどめることもございますので、よろしく願います。

質問は、全部で六つです。よろしく願います。

まず一つ目です。保健福祉課で二つ質問ございます。

まず質問1でございますけども、予算概要の44ページ、地域福祉計画推進事業のところでの摂津市地域福祉計画についてでございます。

これ、先週、水谷委員から御質問がございましたので、内容については理解しておりますけれども、私は、策定のスケジュールについて、お聞かせいただきたいと思えます。

続きまして、保健福祉課、これ要望にとどめておきます。

予算概要の70ページの感染症予防事業の帯状疱疹ワクチンの定期接種でございます。

これにつきましても、先週、水谷委員か

ら質問がございましたので、内容は理解しております。

今回、対象者は65歳以上でございましたけれども、一般的には、50歳ぐらいから罹患者が増えると言われておりますし、私も50歳代半ばでございまして、すごくいろいろ考えるところがございます。

働き盛りの現役世代の生活の質を落とさない意味を含めまして、我が摂津市のまちの活性化の視点においても、なくてはならないものだと思っています。

その意味では、令和7年度はひとまず、国が示す定期接種をしっかりと、ミスなく、遅滞なく、やっていただきたいんですけども、もうその制度、あるいはやり方が確立した後は、本市独自といいますか、できれば50歳代の対象者拡大も検討いただけたらと思いますので、これ要望としておきます。

続きまして、保健福祉課二つ目でございます。質問2になります。

予算概要70ページ、歯科健康診査事業での成人歯科健診の委託料です。

これもまた、先週御質問がありましたので、対象者の拡大や無料化についての内容は理解しております。

これは、より多くの方に、受診いただくことでいきますと、対象年齢拡大されたこと、あるいは、無料化などについて、周知をしっかりとしていかなければならないと思いますので、その辺り、どう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

保健福祉課、もう一つ要望です。

予算概要72ページのまちごとフィットネスヘルシータウン事業の健康マイレージです。

これは、毎回触れさせていただいておりますけれども、令和7年度も実施すると聞いて

ております。

私も含めて、参加している市民には定着しているんじゃないかと思えます。一方で、マンネリ化といいますか、前回の予算委員会でも言いましたけど、そろそろメスを入れるべきときじゃないかと私は感じております。

昨年も、大阪府のアスマイルを挙げました。これは、歩くことで、朝食を取るとか、あるいは毎日の健康づくりによって、登録することによって、ポイントを貯めたり、あるいはポイントを貯めたことによって、それが抽せんできたり、昔から言っていますが、私はインセンティブを掲げることによって、いわゆる無関心層を取り込むところに、成功しているんじゃないかと思えます。

これ、アスマイルに、決して移行してくださいということではなくて、健康増進に関心がない人であっても、自然に健康になれるような仕組みづくりとか、あるいは、行動変容が、なせるような仕掛けづくり、あるいは、先ほども出ましたように、健康無関心層へのアプローチが重要になると、私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

先ほども申し上げましたけど、市民が、健康になるような仕掛け、あるいは、大きな無関心層を取り込めるようにとところで、ぜひぜひ、そういった取組を発展させていくように期待しておりますので、要望しておきます。

続きまして、質問3です。高齢介護課に移ります。

予算概要48ページでございます。

高齢者日常生活支援事業の中の高齢者移送サービス委託料でございます。

1,248万3,000円計上されてい

たと思いますけれども、前年と比較すると50万円ほど増額されていると思います。改めて、その増額をされている理由と委託内容について、1回目お聞かせください。

続きまして、質問4、高齢介護課は二つ目になります。

予算概要50ページの独り暮らしの高齢者等安全対策事業の緊急通報装置です。これも先ほど増永委員から質問がございました。これも、私、結構こだわって聞いているところがございますけれども、この緊急通報装置は、令和5年度より携帯を導入するところとか、あるいは要件緩和をされているところがございます、私自身は、この取組を高く評価しております。

より多くの高齢者に知っていただくところで、先ほどの御答弁では、現在163人で増加していると聞いておりますけれども、やっぱり、さらにもっと、利用者を増やすことが必要じゃないかなと思います。

先ほどの御答弁の中でも、少し取組があったかもしれませんが、改めて令和7年度、その視点も含めて、どのように取り組んでいくのかについてお聞かせください。

続きまして、障害福祉課に移ります。質問5でございます。

予算概要52ページの福祉タクシー事業でございます。

これも、たしか水谷委員から質問があったと思います。

これにつきましても、対象者拡大、あるいは、制度の改正に向けてでいくと、私からも要望させていただいておりますし、この取組は高く評価させていただいております。

令和7年度は、その福祉タクシーの利用

方法の改善で、初乗り運賃にこだわらないところがございます。令和4年度の中には、1級の精神障害者の方にも、その枠内で、やっていただいた中で、利用者の伸びが思わしくなかったと思いますので、改めて、この令和7年度、そういった初乗り運賃にこだわらないということも、やっていただけるのは理解しております。利用率を上げるためにどのように取り組まれるのかについて、1回目お答えください。

最後です。質問6、障害福祉課でございます。

予算概要52ページの身体障害者日常生活支援事業です。

これも、シリーズじゃないですけど、重度身体障害者等住宅改造費用助成でございます、これも毎回触れさせていただいてますけれども、今回は300万円の予算計上でございます。これも令和5年度から見ると100万円減額されているわけがございます。やはり住み慣れた自宅で過ごす時間をもっと取っていただきたいと、私思っております、今は、令和6年度と同じ予算ではありますけれども、何とか利用率を上げることも含めて取り組んでいただきたいと思っておりますので、まずは令和7年度どのように取り組まれるかについて、お答えください。

1回目、以上です。

○福住礼子委員長 西村課長。

○西村保健福祉課長 それでは、保健福祉課に係ります2点の質問について、お答えさせていただきます。

まず、質問番号1番、第5期地域福祉計画の策定スケジュールにつきましてですが、第5期地域福祉計画は、来年度1年間で策定を行う予定で、令和7年度の年度当初に、業者選定を行いまして、夏から秋頃

にかけ、市民及び地域福祉団体を対象としたアンケートの実施や、地域福祉懇談会を実施し、地域課題の洗い出しを行う予定としております。

それらの課題を踏まえ、第4期地域福祉計画の振り返り、評価を実施した上で、秋以降に第5期地域福祉計画の骨子案を作成いたします。

その後、附属機関であります地域福祉計画推進協議会にて御意見をいただきながら、第5期地域福祉計画の素案を形づくり、年明けにパブリックコメントを実施する予定でございます。

この間、摂津市社会福祉協議会が策定します第3期摂津市地域福祉活動計画とも整合性を図れるように、社会福祉協議会とも密に連携を取りながら、進めてまいりたいと考えております。

次に、質問番号2番、歯科健康診査事業になります。

成人歯科健診の対象者拡大、無料化の周知につきましては、市ホームページ、広報紙、市公式LINEや、地域福祉通信での周知のほか、市内全世帯に配布する健康づくり年間日程表の表紙への掲載、各医療機関や公共施設、イベント等でのチラシの配架、ポスターの掲示など広く周知していく予定としております。

また、20歳代、30歳代への周知といたしまして、新たに保護者をターゲットに小・中学校での周知チラシの全校配布を行います。また、乳幼児健診の案内チラシの同封なども行って、新たに成人歯科健診の対象となるような20歳、30歳の方にも情報が届くように、周知の工夫を行ってまいりたいと考えております。

さらに、成人歯科健診にはなまる歯科検診と愛称をつけまして、市民に親しみと関

心を持っていただけるような歯科健診となるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 高齢介護課2点でございます。

3番目、高齢者日常生活支援事業、高齢者移送サービス委託料の増額でございますが、こちらのサービスは、一人で外出することが困難で車椅子を利用する高齢者が通院等で外出する際に、福祉車両で移送するサービスで、現在車両4台体制で、シルバー人材センターに運用をいただいております。

委託料の増額ですが、制度内容自体は令和6年度との変更はございませんが、最低賃金の上昇や燃料費の高騰などを踏まえ増額としたものでございます。

続きまして、質問番号4番目、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業、緊急通報装置委託料でございます。

こちらの利用者拡大に向けた取組でございますが、令和6年度、引き続き、ホームページの掲載、また福祉サービスの紹介冊子に掲載するほか、ライフサポーターを通じて、市民に案内をしていきたいと考えております。

また、広報せつつの紹介記事の掲載であったり、広く制度周知を、やっていきたいと考えております。

また、令和6年度の取組になりますが、他市のケアマネジャーを利用されている高齢者が多数おられることも考慮いたしまして、介護事業者連絡会が主催するケアマネジャーの資質向上を目的とした府内法定外研修におきまして、制度紹介をさせていただいております。令和7年度におき

ましても、こういった機会を捉えて、広く周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 由井次長。

○由井保健福祉部次長 それでは、障害福祉課に関わります2点、5番目、6番目の御質問にお答えさせていただきます。

福祉タクシー事業の利用率については、令和3年度が30.6%、令和4年度が29.5%、令和5年は25.9%と低迷しております。

先日の水谷委員への答弁で申し上げましたとおり、課題の一つである利用の使いやすさについては、令和7年度より制度改正を行うものです。

利用について、周知をする必要があることは認識しております。対象者については、単身で生活されることは少なく、家族からの支援を受けられ、マイカーを利用される方もあり、利用率が低迷をしているものとも思われます。

ただ、利用する際の目的や条件は特に限定されておりません。通院はもちろんのこと、買物、友人や家族との余暇など幅広く利用できることをお伝えし、申請者にタクシーチケットを発行する際には、今回の制度改正の変更について、分かりやすいように工夫した説明書類をお渡しし、説明させていただくことにいたします。

また、相談機関がサービス計画の進捗のモニタリングを行う際などにも該当者には制度の説明を行うなどによって、利用促進につなげてまいりたいと思います。

続きまして、住宅改造についての御質問にお答えさせていただきます。

障害による日常生活動作の低下などにより、住宅改修が必要と認められる障害者に対して、住み慣れた住宅での生活を継続

するために、転倒防止、行動範囲の拡大、介護の軽減などの効果を図ることを目的として、改修費用の一部を助成しております。

重度身体障害者等の住宅改造費助成につきましても、重度の身体及び知的障害者が居住する住宅のバリアフリー化などの改造工事に対し、100万円を限度に費用助成を行うものであります。

助成の1件当たりの単価が高いために、執行額につきましても、毎年ばらつきがあります。令和3年度は3件で142万6,000円、令和4年度は1件で20万6,800円、令和5年度は2件で89万5,000円でありました。令和6年度においては、これまで4件申請がありました。2件133万3,000円を執行しており、2件については、不交付決定をしております。

不交付決定の1件につきましても、所得制限等であったこと、また、1件については、障害を補完する内容ではなかったことから、不交付となったものであります。

ただ、住宅改造といいますと、大規模改修でなければならないと思われがちですが、浴室と脱衣所との段差の解消、玄関前のスロープなど、もっと利用ニーズがあるのではないかと考えております。

必要な方に必要なサービスを提供する観点からも、窓口で障害者手帳を交付する際に、障害の程度に応じて利用できるサービスや制度の説明をするとともに、障害者が利用できるサービス等を網羅したハンドブックをお渡ししております。

障害があっても、住み慣れた住宅を障害の状況に応じて、安全で利便性に優れたものに改造することで、今後も引き続き、居宅での生活が可能となるよう、制度周知に

関して、ケアマネジャー等からも情報を提供していただいて、周知していきたいと考えております。

以上です。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 御答弁ありがとうございます。

2回目に移りますけれども、冒頭から重なる質問等々もございましたので、全て要望にさせていただきたいと思っております。

まず、質問1でございます。

第5期の地域福祉計画のスケジュールについてお聞かせいただきました。

来年度、年度明けにはもうパブリックコメントされると理解いたしました。

この地域福祉計画は、よく言うことですが、住み慣れた摂津市で、自分らしく暮らせるように、行政と地域全体が一体となって取り組むことが重要でございます、地域福祉をさらに推進していく上で、重要な指針になるんじゃないかと捉えております。

本市の実態、あるいは、地域課題を捉えた実効性の高い計画に、ぜひしていただきたいと思っておりますし、しっかりと尽力をいただくことを要望として、この質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、質問2でございます。

成人の歯科健診でございます。周知についてをお聞かせいただきました。今回は、20歳代、30歳代の保護者をターゲットに、小中学校での対応も取られるところでございますけれども、より多くの市民に情報が届くように、周知に関しては、いろんな工夫をしていただきたいと思います。ぜひ受診率の向上に向けて、取り組んでいただければと思います。

市民の歯と口の健康維持の観点につきましても、しっかりと取り組んでいただきますように、これも要望としておきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、高齢介護課に移りますけど、質問3です。

移送サービスでございます。増額している理由と内容について、お聞かせいただきました。人件費とか燃料費も高騰してるということで理解いたしました。

高齢者のこの移送サービスでございますと、高齢者の人口の増加と申しますか、今後の推移を鑑みましても、よりニーズが高まると思っておりますし、シルバー人材センターの役割のが、ますます重要になってくるんじゃないかと思っております。

ただ、一方で、高齢者の移動手段で、高齢介護課となると、その福祉分野の一環として補完しているにすぎず、やっぱり地域公共交通を補完する一部の取組をやっているとございまして、なかなか高齢介護課で、そのニーズを十分、全てにおいて取り組むのはなかなか難しいんじゃないかと思っております。

その意味からすると、以前から申し上げておりますように、移動サービスでいくと、もうちょっと高い視座で、摂津市全体で見たときにどうしていくのか、将来的に見たときに、考えなければならぬんじゃないかと思っております。これから、地域公共交通の計画であったりとか、所管が違ふと思っておりますけれども、そういったところを整備しようとしていますので、本当に、摂津市としてどうあるべきかの視座で、一体的な取組、副市長も出席していらっしゃるということで全庁的に、考えていただいて、今後あるべき姿に向けてやっていただきたいと思います。

そういう意味では、よく言いますけど、個々の点の議論ではなくて、線をメインにして、全体を捉えてやっていきたいこととございますので、改めまして、もう1回全庁挙げてやっていただきますようによろしく申し上げます。要望とします。

続きまして、質問4でございます。

緊急通報装置の周知につきましてです。ライフサポーター、あるいはケアマネジャー等々を通じて、直接的に、継続的に取り組むものと理解いたしました。

一人暮らしの、特に高齢者には、口伝えであったり、直接話をするのが、効果的じゃないかと思っています。

緊急通報装置は高齢者が、安全かつ安心して生活するには重要なツールでございますし、この要件緩和とか、あるいは、携帯の機器の導入から考えますと、ますます利用者が拡大していくのではないかと思います。

一方で、まだまだ知らない方もいるんじゃないかと思っておりますので、いろんな機会を捉えて、一人暮らしの高齢者の増加を見据えながら、取り組んでいただきたいと思います。また、最新技術にアンテナを張りながら、その地域社会全体として、支援体制を強化する観点において、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。これも要望です。

続きまして、福祉タクシーです。質問5でございます。

利用率の向上に向けた取組で、いろいろ工夫され、あるいはその説明の機会も設ける等、聞かせていただきましてありがとうございます。ぜひ利用者に広く理解、意識していただくようによろしく願いしたいと思います。

これからますますタクシーも初乗り運賃が短くなると思いますので、今回、1枚500円、2枚まででいくと、すごくフィットというか、いい取組だと思う一方で、利用者の利便性向上もあります。また、今回触れませんでした、事業者とか、行政の対応の複雑な処理も、業務改善とか効率化も図れることだと思いますので、ぜひぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これもよく言うことですが、必要な方が必要なサービスを受けられるように、さらなる進捗を見ながら、また工夫が必要なときは、逐次対応していただきまして、取り組んでいけますようによろしく願いいたします。要望です。

最後、質問番号6です。住宅改造費用の助成費の話でございます。

令和7年度、理解いたしました。利用率が低いとはいえ、聞いてみますと、令和5年度から6年度にかけて、また増えてきていることとございますので、一定周知も増えて、できてきているのかと思います。先ほど由井次長の話もありましたけど、簡単なところでも使えること、あまり住宅改造と構えるんじゃないかと、こんなこともできるんですということも含めて、うまく周知いただければと思います。

一方で、予算の話ばかりしてはいますが、執行率が上がらなければ、今のこういった御時世でいくと、言い方悪いけど、削減もあります。周知をする、あるいは丁寧に説明をする、こんなこともできるんですよと、本当に必要な方に手を差し伸べていただいて、しっかりと取り組むとともに、ぜひぜひ執行率も上げていただいて、継続的に取り組んでいただければと考えております。よろしく願いいたします。

私の質問、以上です。

○福住礼子委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時48分 休憩)

(午後1時50分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

議案第6号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 パートタイマー等退職金共済について、毎年ぜひ加入者、加入企業も広げていただきたいとお願いをし、いろいろと周知も行っていただいていると思うんですけども、今の現状、加入者がどれぐらいとか、それから、今回、退職金受け取られた方、昨年1年間でおられたのか、これからの予算組んでおられますけど、どういう見込みなのか、周知についてもどのような取組をいただいているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 現在の加入事業所数及び被共済者数につきましては、令和7年2月末日現在で、事業所が26事業所、被共済者数が112名となっております。

退職金につきましては、本日現在の令和6年度での支払いにつきましては16名にしております。

金額につきましては、合計で437万6,900円でございます。周知につきましては、令和6年度は、第3期産業振興アクションプランの策定を行いましたけれども、そのアンケート調査時に、アンケート調査を送

りました2,448件の事業所に、事業所向け支援制度と併せて周知しております。

そのほか、今年度も引き続き、広報せつつ等やホームページでの周知も行ってまいります。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 加入事業所が26事業所で、加入者が112名とのことですよ。

これは、増えているんですか。それとも、もう横ばいの状態なんですか。そこら辺もう一回お聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、アクションプランのアンケートのときに、事業所に周知しましたと言ひていただいたんですけど、何かそれに対して、質問があつたとか、入りたいと思ひているけど説明してくれとか、そんな話はあつたのでしょうか、教えてください。

○福住礼子委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 加入者の増減の状況でございますが、事業所につきましては、令和6年度の当初から比べまして、1事業所が脱退、これは転出によりまして脱退となっております。

それから、事業所の加入が2社がございました。この2社につきましては、令和6年3月にホームページの改修と併せて、チラシを事業所に送付したんですけども、そこから問合せがございまして、新たに加入していただいております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 周知の効果が現れたことは、非常によかつたと思ひております。

周知が、全てに行き渡っているかというところ、そうではないと思ひますし、ぜひぜひ周知しつかりしていただひて、新しい事業

所が利用していただけるように、引き続き
お願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○福住礼子委員長 ほかに。

光好委員。

○光好博幸委員 もう私からは要望とさ
せていただきます。

先ほどの御答弁で、26事業所、112
名ということで、たしか前回の決算のとき
に、過去最低やったと言っていたと思っ
たので、私も気になっておったんですけ
ど、増えているでいいんですかね。事業
所の数のことは分かりましたけれども、
増えているのかどうか、横ばいなのか。
私の記憶とか記録では、平成8年度に
は630人ほど加入していました。時代
とニーズが全然違うかとは思いますが、
毎回言うてますように、継続するので
あれば、受け身ではなく、積極的に働
きかけてほしいと思います。このよう
なときに、いろいろと周知されたこと
なんすけども、いろんな機会を設けて
、その良さというか、中小企業退職
金共済との違いであったりとか、そ
ういうことも働きかけていただいて、
ぜひぜひこだわりを持って、やって
いただきたいと思います。

加入者が減ったか、増えたかは、また
聞きますので、しっかりと取り組んで
いただきますように、よろしくお願
いいたします。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかにございませ
んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 では、以上で質疑
を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時57分 休憩)

(午後1時58分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

議案第4号及び議案第12号の審査
を行います。

本件については補足説明を省略し、
質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問させ
ていただきます。

予算書の10ページになりますけども
、1点目、歳入で、国民健康保険料に
ついてです。

令和7年度は、前年度比で1億5、
000万円を超える減額になっており
ます。保険料の引下げがなされたもの
かと思いますが、改めまして、令和7
年度の統一保険料は、令和6年度か
らどれぐらい変化があったのか、そ
の要因についても教えていただきたい
と思います。また、併せまして、賦
課限度額の状況についても教えて
ください。

次に、2点目です。

予算概要166ページに、特定健康
診査等事業で特定健康診査等委託料
がありますが、令和6年度当初予算
と比べて増額となっています。国保
の被保険者数は減少傾向であると認
識をしておりますけども、その中で
増額されている要因について、特定
健康診査の受診率の状況も含めまし
てお聞かせください。

以上です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、2
点の御質問のうち1点目の御質問に
ついて、お答えいたします。

国民健康保険料の令和7年度の料
率、それから賦課限度額の状況でご
ざいます。

令和7年度の統一保険料率につ
きましては、医療分、後期分、介護
分の合計で申

上げますと、所得割が15.32%、均等割が6万5,596円、平等割が4万5,894円で、令和6年度と比較して、所得割がマイナス0.44%、均等割がマイナス1,354円、平等割がマイナス1,559円となっております。

保険料率引下げについては、保険給付費の伸びの鈍化傾向による保険給付費の減少が主な要因となっております。

また、令和7年度の賦課限度額につきましては、医療分が65万円、後期分が令和6年度から2万円増の24万円、介護分が17万円で、合計で106万円となっております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 それでは、水谷委員の質問の2点目の保健事業に係る質問に御答弁申し上げます。

特定健康診査等委託料の増額要因と、特定健診の受診率についてです。

特定健康診査等委託料は、特定健康診査委託料と特定保健指導委託料を合わせたものとなっておりますが、増額の主な要因は、特定健康診査委託料において、受診者数の増加を見込んだものです。

特定健診の受診率は、令和5年度の法定報告値で32.4%と、近年で一番受診率が高かった令和元年度の31.5%と比較しても、受診率が上昇している傾向を加味し、前年度より受診者数で378人の増加を見込んでおります。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 保険料の引下げ幅や、その要因、賦課限度額については、おおむね理解をいたしました。

今回、保険料率が引き下がったことは、大変よかったと感じておりますけれども、大

阪府や市町村で保険料を抑制するための財源確保の取組があったからではないかなと思っております。引き続き、引下げに向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、例年、保険料軽減判定の基準額の見直しがあったかと思いますが、令和7年度の見直しの中身について、教えていただければと思います。

2点目の特定健診の件です。

受診率の傾向から見ますと、受診者数で378人の増加を見込んでいるとのことで、増額の要因については理解をいたしました。

これまでも様々な工夫をされまして、受診率の向上に取り組まれてきていると感じておりますけれども、私も昨年の決算審査のときに御提案をさせていただいたんですけれども、国民年金であれば、年金の定期便が、時折はがきで来ますけれども、そういう形で、それぞれの病院を利用したデータ等、あるいは健診のデータを加味しまして、受診の勧奨を提案させてもらいました。こういったデータ活用の取組ができないものかと、改めてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、2回目の御質問にお答えいたします。

令和7年度の保険料軽減判定基準額の見直しについてのお問いでございます。

令和7年度税制改正により、物価上昇の影響で、応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、国民健康保険料に係る軽減判定基準額の見直しが行われる予定となっております。

5割軽減世帯及び2割軽減世帯に該当するかどうかを判定するときの軽減判定

基準額の計算式において、世帯人数に乘じる額が5割軽減世帯については、29万5,000円から30万5,000円に1万円の引上げ、2割軽減世帯については54万5,000円から56万円に1万5,000円の引上げが予定されております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 水谷委員の質問、2回目の2点目の保健事業に係る質問に御答弁申し上げます。

特定健診の受診勧奨におけるデータ活用の取組についてです。

令和7年1月に、今年度の特定健診未受診者へ勧奨はがきを送付しておりますが、今回から前年度受診者には、前年度受診データを印字する工夫を行っております。

実際に受診した医療機関の電話番号等をはがきに掲載することで、「場所の指定により、申込み行動のハードルを下げる」「選択肢を狭めて強制力を高める」といった効果が期待できると考えて工夫したものでした。

実際に、発送後に多くの申込みがあり、保健センターからは2月の予約枠が埋まらず苦慮していたところ、大変助かったとお声も聴いております。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 丁寧な御答弁ありがとうございます。

保険料についてでありますけども、軽減判定基準額の見直しについては、理解ができましたけども、変更があるたびに、なかなか複雑で、自分がどこに該当しているか、判断するのは難しい状況であります。

軽減の対象になるかならないかで、保険料は変化をしてまいりますので、ぜひ、国保から送る送付物やホームページ等の

様々な媒体を通じまして、しっかりと被保険者に周知をしていただきますようお願いいたします。

次に、2点目の特定健診の件です。

御提案させていただきました健康定期便のように近い形で、前年分の受診データを活用した取組を早速していただいたこと、感謝をしております。

反響もあったとのことで、非常に喜ばしいと思っております。

今後も、様々なデータを活用しまして、未受診者の行動変容を促していくような工夫をしていっていただきたいと思いますし、重症化する前にしっかり予防ができ、また、医療費の抑制にもつながっていきますように、取組をしていただくことを要望して、質問を終わります。

以上です。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、国民健康保険、質問をさせていただきます。

質問に入る前に、質問の意図を明確にするために資料を配付させていただきたいと思いますが、委員長よろしいでしょうか。

○福住礼子委員長 資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

それでは、事務局より資料配付をお願いいたします。

(資料配付)

○福住礼子委員長 暫時休憩します。

(午後2時12分 休憩)

(午後2時14分 再開)

○福住礼子委員長 資料配付が終わりました。

それでは、増永委員より質問をお願いいたします。

○増永和起委員 それでは、国民健康保険の質問をさせていただきます。

まず、資料は、後で使いますので、今すぐではありませんが、お手元に置いておいてください。

まず、質問番号1番、予算書10ページ、国民健康保険料についてです。

先ほど水谷委員が、国民健康保険料の料率の引下げについて、質問されておられました。今回は引き下げたとのことでした。

それでは、摂津市の1人当たり保険料、これは調定後の分で結構です。2025年度幾らになるのか。それから、昨年度との差額、幾らぐらいなのか。また、2017年度から2025年度までの推移についても教えてください。

質問番号2番です。

同じく国民健康保険ですが、モデルケースについてお聞きします。

2025年度幾らになるのかを三つのモデルケースでお聞きしたいと思います。

一つ目、65歳以上単身世帯、年金収入月12万円、二つ目、40代独り親と小学生二人、所得110万円、三つ目、40代夫婦と小学生二人、所得210万円、この三つのモデルケースでお答えください。

2025年度、この世帯の保険料が幾らか、また2024年度、それから2023年度、2年前ですね、これが幾らか。そして、2025年度との差額が幾らか、ということをお聞きしたいと思います。

2025年度と2024年度、2025年度と2023年度、それぞれ三つのモデルケースで教えてください。

次、質問番号3番いきます。

これは、摂津市の保険料のお話でございましたけれども、大阪府の1人当たり保険料、これ大阪府全体の数字としてお聞きします。1人当たり保険料で、これがどうなっているのか、お聞きします。

大阪府は、2025年度の統一保険料で、標準保険料率の本算定結果を示しています。

摂津市の実際の保険料は、法定軽減などの調定後になりますから、数字が違うんですけども、1人当たり保険料の金額違ってても料率は同じです。本算定で示された1人当たり保険料の額と昨年度との差額、それを教えてください。

続きまして、質問番号4番です。

基金について、お聞きします。

予算書12ページに基金繰入金、28ページに基金積立金がございます。

摂津市は、統一化を目指しだした2018年度から基金を持つようになりました。現在までの基金の推移について、また、2023年度は4億円の基金の1億円を取り崩して、大阪府へ事業納付金を払う事態になりました。これは決算で出てきました。この理由についても教えてください。

皆様にお配りをした資料の①に、大阪府と摂津市の収支等基金を一応私で調べたものを入れておりますが、これも御参照いただけたらと思います。

質問番号5番です。

大阪府の財政についてもお聞きします。

大阪府の2018年度から2023年度までの決算が出ております。収支と基金残高の推移を教えてください。

私の資料は、摂津市のものと大阪府のもの二つを一つにしておりますので、御参照ください。

続いて、質問番号6番です。

保険料減免と一部負担金減免について、お伺いします。

保険料減免は、摂津市独自のものがなくなり、府内統一基準だけになりました。

件数、額、教えていただきたいと思いま

す。医療費の一部負担金減免も統一基準のみになりました。これについても、件数、金額を教えてください。

続いて、質問番号7番です。保険証についてお聞きします。

正規の保険証、短期保険証、資格確認証、今まだ保険証は、期限までは生きてると思いますので、それぞれの発行枚数を教えてください。

そして、いわゆるマイナ保険証ですね、マイナンバーカードと紐付けをしている分、この数とそれから紐付け解除ができるようになりまして、その解除の数についても教えてください。

続きまして、質問番号8番です。

高額療養費についてお伺いします。

高額療養費の自己負担限度額の引上げが、政府によって計画されています。8月に行くことはやめたようですけれども、秋にはまた議論すると言っております。高額療養費の仕組みと現在の額、当初、政府案では、どのようなことを考えていたのか、教えてください。

以上です。1回目終わります。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、増永委員の8点の御質問にお答えいたします。

まず、質問番号1番でございます。

保険料の1人当たり調定額ベースで、2024年度、2025年度のどれだけ差が出たのかということと、2017年度から2025年度までの推移でございます。

まず、前提としまして、平成29年度、これは広域化前でございますけれども、こちらと、平成30年度以降の広域化後については、制度の仕組み自体異なりますので、一概に比較できるものではございません。その上で申し上げたいと思います。

まず、2024年度の1人当たり調定額でございますけれども、こちらが12万9,584円でございます。2025年度、令和7年度につきましては、12万429円で、9,155円マイナスで、引き下がっております。

それから推移ですが、2017年度の平成29年度につきましては、1人当たり調定額は9万7,044円、2018年度の平成30年度が9万9,285円、2019年度の令和元年度が10万4,947円、2020年度の令和2年度が11万207円、それから、2021年度の令和3年度につきましては据え置きましたので、同額の11万207円、2022年度の令和4年度につきましては、11万6,845円、2023年度の令和5年度につきましては、12万6,798円となっております。

先ほど申し上げましたように、2024年度、令和6年度につきましては、12万9,584円、2025年度、令和7年度につきましては、12万429円、こちらが最新の情報となっております。

続きまして、質問番号2番のモデルケースについてのお問いでございます。

令和6年度と令和7年度、それから、令和5年度と令和7年度の比較についてのお問いかと思えます。

先ほどの65歳以上、単身、年金収入月12万円の方をケース1とさせていただいて、40代親一人子二人、所得110万円の方はケース2とさせていただいて、40代夫婦子二人、所得210万円の方をケース3とさせていただいた上で、金額について、申し上げます。

まず、ケース1の65歳以上単身、年金収入月12万円の方につきましては、令和

5年度、2023年度が2万6,324円で、令和7年度との比較で申し上げますと、令和7年度が2万6,937円で、613円の増となっております。

それから、ケース2につきましては、令和5年度、2023年度が19万4,862円、令和7年度、2025年度が19万9,442円で、4,580円の増、ケース3につきましては、令和5年度、2023年度が44万9,394円、令和7年、2025年度が45万9,481円で、1万87円の増となっております。

こちらが、令和5年度と令和7年度の比較でございます。

それから、令和6年度と令和7年度の比較でございます。

ケース1につきましては、令和6年度が2万7,629円、令和7年度が2万6,937円で、こちらは692円の減と、マイナスとなっております。

ケース2につきましては、令和6年度が20万4,593円、令和7年度が19万9,442円で、5,151円の減、ケース3につきましては、令和6年度が47万1,440円、令和7年度が45万9,481円で、1万1,959円の減となっております。

モデルケースについては、以上でございます。

続きまして、質問番号3番でございます。

令和7年度の保険料算定についての1人当たり保険料についてのお問い合わせでございます。

先ほどの調定ベースとは異なりまして、府全体の経費から公費等の入の部分を除いた、いわゆる保険料としての収納必要額、これを被保険者数で割りました、1人当たりの保険料収納必要額を、令和7年度と令

和6年度の比較で申し上げますと、令和6年度につきましては、16万5,691円、これが令和7年度においては16万2,164円で、3,527円の減となっております。

続きまして、質問番号4番、市の基金の推移と、令和5年度の基金取崩しの要因のお問い合わせでございます。

まず、基金につきましては、平成30年度に設置を行っております。

平成30年度の年度末残高で申し上げますと3億6,262万3,550円となっております。

2019年度、令和元年度の決算残高としましては、3億8,555万7,410円となっております。

2020年度、令和2年度につきましては、4億198万4,273円となっております。

2021年度、令和3年度につきましては、4億4,626万3,724円となっております。

2022年度、令和4年度につきましては、4億2,071万7,343円となっております。

2023年度、令和5年度につきましては、3億1,572万4,405円となっております。

この令和5年度の基金の取崩しは、1億499万2,938円、令和4年度から減となっております。この要因につきましては、委員会等でもお答えをさせていただいておりますが、様々な要因が考えられるところで、コロナ減免が令和4年度まで、国の財政支援の下、実施されておりましたけれども、令和5年度からなくなっている状況があることを主な理由の一つとして、お答えをさせていただきました。

基本的には、様々な要因の中で、それも一つだろうというところをお答えさせていただきます。

続きまして、質問番号5番、大阪府の財政収支と基金残高の推移でございます。

まず、2018年度、平成30年度でございますけれども、収支につきましては、73億7,577万3,000円、2019年度、令和元年度につきましては、12億2,434万4,000円、2020年度、令和2年度につきましては、257億5,643万5,000円、2021年度、令和3年度につきましては、192億1,819万8,000円、2022年度、令和4年度につきましては、78億9,082万9,000円、2023年度、令和5年度につきましては、144億3,797万3,000円でございます。

それから、基金の推移でございます。

2018年度、平成30年度につきましては、182億1,700万円、2019年度、令和元年度につきましては、137億8,800万円、2020年度、令和2年度につきましては、134億3,200万円、2021年度、令和3年度につきましては、143億9,300万円、2022年度、令和4年度につきましては、154億8,200万円、2023年度、令和5年度につきましては、154億1,000万円となっております。

続きまして、質問番号6番、保険料並びに一部負担金減免の状況でございます。

委員の御質問のとおり、令和6年度より、減免基準につきましては、大阪府内の統一基準によって実施をされているところでございます。

保険料減免につきましてはの状況でございますけれども、令和7年1月末時点の状

況で申し上げますと、358件で、減免額としましては5,292万5,793円の減免を実施しております。

続きまして、一部負担金減免についてでございます。

こちら、令和7年1月末時点の状況で申し上げますと、11件、免除額としましては、192万2,811円でございます。

続きまして、質問番号7番、保険証の発行件数のお問い合わせでございます。

令和6年12月末現在の状況で申し上げますと、通常証については、こちらはマイナ保険証に移行される方も含めて、要するに、有効期間が短くない方の人数でお答え申し上げますと、1万3,562人、それから、短期証と呼ばれる半年間の有効期限の保険証を交付させていただいている方が447世帯、それから、10割負担が必要な特別療養費の対象になっていきます資格証の世帯、こちらが8世帯となっております。

それから、マイナ保険証の保険証利用登録解除の申請件数、こちらにつきましては、3月5日時点で17件の申請がございます。

それから、質問番号8番、高額療養費の見直し原案についてでございます。

高額療養費制度につきましては、医療費の家計負担が重くならないように、被保険者が医療機関等の窓口で支払った額が、ひと月で上限額を超えた場合に、その超えた金額を保険者が支給する制度となっております。

毎月の上限額は、被保険者の所得水準によって、住民税の課税世帯や非課税世帯ごとに区分されております。

また、70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられているほか、過去12か

月間に同じ世帯で、高額療養費の支給が4回以上あった場合には、4回目以降の限度額が下がるという多数回該当の制度もございます。

お問い合わせでございます国の制度見直しに関しての原案についてでございますけれども、こちらの内容につきましては、令和7年度、令和8年度、令和9年度の3段階で見直す内容になっております。

全ての年度で所得区分ごとの自己負担限度額を引き上げるとともに、令和8年度からは、住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化、こちらを併せて実施するものとなっております。

全世代の支え合いの観点から、低所得高齢者への影響を極力抑制しつつ、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図ることが、国から示されております。

今政府でも、内容についていろいろ精査をされていると聞いております。

保険者として、国での議論の動向を注視しながら、決定した内容について、必要に応じて、丁寧に周知に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険料、摂津市の1人当たり保険料について、御紹介いただきました。

統一化を目指すこの間、ずっと値上げ続きだったことが分かります。今回は下がりましたが、3年前より高いことも分かりました。統一化を目指す前の2017年度からは、何と2万3,385円も値上がりをしています。

モデルケースで見ましても、こちらはも

う3年前ではなく、2年前と比べても、全ての世帯での値上げが明らかになりました。

モデルケースで統一化を目指す前、2017年度と比較すると、それぞれ幾らになるのか、差額は幾らかについて、再度教えてください。

2025年度と2017年度です。この差です。モデルケース、三つでお願いします。

3番、府の1人当たり保険料についてです。

大阪府の統一保険料は、昨年より1人当たり平均で3,527円下がったとお話でございました。保険料を抑制するための財源として、約236億円を投入したと大阪府は言っていますが、その内訳を教えてください。大阪府の財政調整事業についての内訳も教えてください。

これ、私の資料の②です。ここで、一応私も調べましたので、書いております。答弁、ここであったときは、資料②を見ていただけたらと思います。

それから、4番です。

先ほど基金のお話、大阪府と摂津市の収支や基金のお話をさせていただきました。

これは、資料の①にまとめております。その中で、摂津市の基金は、3億6,000万円ぐらいあったのが、だんだん引き上がって、2021年度には4億4,000万円にあって、2022年度はちょっと下がりましたが、その後、2023年度の決算で、何と補正でドンと下がることで、基金残高マイナス1億円となっております。

5番の大阪府の基金も御紹介がありましたけれども、この資料①の一番下が摂津市の基金です。大阪府の基金は、そのすぐ

上でございます。大阪府の基金は、もともと国が、大阪府に対して、都道府県下で、大阪府全体の財政の面倒を見なさいと、市町村でしんどくなったりとかしたときには、貸付けもしてあげなさい。大阪府自身としても国保の財政運営していく上で、一定の余裕がないと運営できないでしょうとのことで、この182億円の分は、大阪府が出してるんじゃないでなくて国から預かったお金でございます。

この中で、激変緩和措置で、保険料が急激に上がらないようにと、しばらくこのお金も使ってやってもいいことになっていたと思いますので、ここで、2019年度、2020年度減っておりますけれども、何と2021年度からは、プラス10億円と、反対に増えております。

2022年度もまたプラス10億円と増えております。2023年度は、それを維持しています。何で増えたか、その上の大阪府の収支を見ていただきますと、2020年度、2021年度と大きな黒字が出ているんです。2023年度も黒字です。大阪府の国保の特別会計はこういうふうには黒字が出て、基金を増やしていった状況になっていってます。

ところが摂津市の基金は、2023年度、突然ドンと1億円も減ってございます。数字の聞き間違いをしたのかもしれないんで、大阪府の基金の2020年度を、後で答弁いただくときに、もう一回教えてもらえますか。何か、私の書いているのと違う数字やったような気がします。2020年度の大阪府の基金残高、それもう一回教えてください。

ということで、摂津市と大阪府の基金、また、大阪府の収支では、こうなっているんですけれども、統一化で市町村の基金、

これを大阪府が吸い上げると、そう話を聞いておりました。

けれども、1人当たり680円の話は別にして、市町村の国保財政の黒字がすごく増えたり、基金がすごく大きくなったり、こういうことがある中で、値上げがずっと続いていくから、市町村が市民に対して、言い訳ができない、非常に困ったと話している中で、大阪府にその市町村の黒字や基金を、吸い上げられるような話が、たしか出ていたと思うんです。

結局、680円ぐらいかと思っていたんですけれども、実は大阪府の特別会計の中に、今までの市町村のお金を吸い上げているのではないのかなと思っているんですけれども、そのことについて、お答えいただきたいと思います。これ、4番、5番まとめることになります。

6番です。

保険料減免と一部負担金減免について、数字で教えていただきました。本当に、摂津市の大事な減免制度がなくなってしまって、すごく悲しい思いをしているんですけれども、病気になって仕事を辞めたけどお金が払えない方の御相談、これ医療機関にもかかっていないとのことで、お金がないので、国保にも入らず、無保険で、親族の方が見かねて御相談に来られました。その方とお話もさせてもらって、ともかく治療が優先だからと、国保に加入をして、保険料を分納で、少しずつ払うことで、非常に優しく、親身になって国保の窓口で対応をしていただいたんです。一部負担金の免除の制度も利用ができました。これ府の制度です。

ところが、ようやく治療につながったと思ってほっとしたら、何と1か月で、一部負担金免除を打ち切られたんです。それは、

その方が失業して1年がたったので対象ではなくなりましたと打ち切られました。まだ仕事にもつげず、収入もなく、病気も治ってない。こういう人を、機械的に対象から外すのは、本当に、血も涙もないなと思って憤りを感じています。

摂津市の制度でしたら、申請から半年使えていたんです。3か月して、もう3か月更新して、半年使えてた。法的には、減免制度は、市町村の権限となっています。独自減免、ぜひ復活していただきたいと思っているんですけど、いかがでしょうか。お答えください。

質問番号7番、保険証です。

それぞれの数字を教えてくださいました。資格証明証8世帯に抑えていただいているとのことで、さすが摂津市やと思っています。これからも、そういう保険料払えない方に関しても、しっかり寄り添った対応をしていただきたいと思うんですけど、ちょっとマイナ保険証の数字が抜けていたような気がします。解除はいただいたんですけど、最初の正規の保険証の中は、マイナ保険証も入った数とのことですが、マイナ保険証が、今どのくらいかというのをもう一回教えてください。

質問なんですけど、マイナンバーカードの更新の対象者が、非常に増えていると聞いています。マイナンバーカードを更新しなかったら、保険証もひっついている場合はどうなるのか教えてください。

8番です。

がんの患者とか、家族会の方々がこの高額療養費の改悪に対して、もう大反対をされました。たくさんの方々の声が集まる中で、選挙もあることだから、それが済むまでと、政府は棚上げをしようとしているわけですけど、命に関わる大変大きな影

響が出る問題だと思っておりますので、きっぱり中止をするように、棚上げじゃなくて凍結とか言ってます。そうじゃなくて中止をすると、やらないと、撤回することになるように、私たちも運動いたしますし、摂津市からも、ぜひ声を上げることをお願いして、これは要望としておきます。

以上、2回目の質問です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 2回目の質問にお答えいたします。

1人当たり保険料のモデルケースでの2017年度と2025年度との差額についての御質問について、再度御答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、平成29年度、広域化前との比較については、一概に比較できるものではないことを申し添えた上で申し上げますと、先ほどのケース1、65歳以上、単身世帯、年金収入月12万円のケースにつきましては、平成29年度が、1万9,504円、令和7年度が、2万6,937円で、7,433円の増加となっております。

それから、ケース2、40代、一人親と子供二人で所得が110万円の世帯につきましては、平成29年度が、16万2,113円、令和7年度は、19万9,442円となっております、3万7,329円の増加となっております。

ケース3、40代夫婦子供二人、所得が210万円の世帯につきましては、平成29年度が、37万3,028円、令和7年度が、45万9,481円で、8万6,453円の増加となっております。

続きまして、質問番号2番、保険料の抑制を236億円した、その内訳でございます。

大阪府で、本算定における保険料抑制のための工夫としましては、委員が御質問されたとおり、全体で約236億円を抑制財源としております。

大きく三つございまして、保険料率等の統一を達成した都道府県に交付される特別調整交付金、こちらが15億円、それから、財政基盤強化分として、特例基金の活用を行って、約6億円、それから、令和6年度から始まりました財政調整事業による保険料抑制、こちらが215億円となっております。

また、この財政調整事業のさらなる内訳としましては、五つございまして、一つ目が、大阪府国民健康保険特別会計における余剰金の活用で66億円、保険者努力支援制度交付金、都道府県分の活用で36億円、都道府県繰入金の全額一号振替で48億円、市町村からの事業費納付金を通じた保険料抑制で11億円、過年度の保険料収納見込額で54億円となっております。

続きまして、質問番号3番、大阪府の基金の残高につきましては、2020年度で134億3,200万円と確認しております、そのように申し上げましたところでございます。

続きまして、4番、5番目の御質問を合わせて申し上げます。

基金を取り崩して、結局、大阪府の基金が増えているのではないかとのお問いでございます。

令和5年度につきましては、先ほども申し上げましたけれども、コロナ減免がなくなったことなどから保険料の収納不足が出てきたことがございまして、幸いにも本市は基金がございましたので、取り崩すことによって収支の安定化を図ることができたところでございます。

それで大阪府は当然、基金等を使って大阪府の財政の収支不足にも備えておりますし、市町村への貸付け、この機能として基金を活用している状況がございます。

それで市の基金につきましては、事業費納付金を通じて保険の抑制財源として1人当たり680円の納付をしております。それが結果、大阪府の黒字につながっているかということ、決してそうではなくて、まず保険料算定上の1人当たりの減額する金額としては、1人当たり680円下がっておりますので、それによってこの保険料抑制がなくなっていることでは決してございませんので、その点は申し上げたいと思います。

それから質問番号6番、一部負担金減免の独自減免につきましては令和5年度まで実施をしておりましたけれども、令和6年度からは府内統一基準で統一させていただいているところです。

かねてより大阪府にも要望を上げておりますけれども、この府内統一基準については、内容についてももう少し拡充できないかと様々な機会を通じて申し上げているところでございます。独自減免の復活はこの全体の広域化の中で、今さら難しいと考えておりますので、引き続き府内統一基準の拡充について意見を申し上げていきたいと考えております。

それから7番目の質問でございます。

答弁が漏れておりまして、マイナ保険証のいわゆる保険証利用登録者の人数でございます。

先ほどの時点とは少し異なるんですが、こちらは令和6年12月末時点で、被保険者1万4,041人のうち保険証利用登録者が8,202人となっております。登録率としましては58.41%となっております。

ます。

それからマイナ保険証に絡んで、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合についてのお問いでございます。

このマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れる3か月前には、地方公共団体情報システム機構J-LISより更新のお知らせが届くようになっております。

仮に更新をされなかった場合は、それでも有効期限から3か月後の月末までは保険証としてなお使える状態となっております。有効期限から2か月たった時点でも更新の手続がされていない場合につきましては、保険者の職権としまして有効期限から3か月後の月末までの間に資格確認書を送付することとなっております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは3回目の質問をさせていただきます。

モデルケースのお話で、2017年度と2025年度の差を教えてくださいました。大変な値上げだと分かりました。

所得210万円の4人家族で、2017年度は37万3,028円だったのが、2025年度は45万9,481円と、この間で8万6,453円も値上がりだとのことでございます。

1人当たりも2万3,385円でしたけれど、これは本当に物すごい値上がりなんです。国保は高過ぎると、子育て世帯からもよくその話は聴いています。今回の値下げぐらいではとても足りません。

それから府の1人当たり保険料についてなんですけれども、これは236億円、この資料2です、この内訳を教えてください。

いたんですけれど、236億円を投入して、今回は引下げすることができました。1人当たり3,527円が引き下がっていますと言ってはります。

236億円の財源内訳としては、特別調整交付金が15億円、国からの特例基金が6億円、大阪府の財政調整事業が215億円でございます。

府の1番の特別調整交付金15億円、これは先ほどお話があったと思うんですけれど、統一保険料にしたとことで、国から御褒美をもらったお金です。大阪府と奈良県だけに出ています。

保険料の引下げの効果として、府の特別調整交付金が入ったことで幾らになるのかお答えください。

それから3番目の、大阪府の財政調整事業です。215億円、これはさらに五つに分かれます。その中で大阪府国保特別会計による剰余金の66億円ではなく、④を先にいきます。

市町村からの事業費納付金11億円というのがあります、保険料抑制のための。この内容と1人当たりの額を教えてくださいと言おうと思ったんですけれど、先ほどの御答弁の中に既に入っておりますので、これは市町村からのお金を集めて、それを保険料の引下げに使うよとって、1人当たり680円分を事業費納付金に乗せして集めると、こういうお金ですよ。つまりこれは市町村から出ているお金です。

それで先ほどの一番大きい66億円の①に戻ります。

これは大阪府の剰余金を活用してはいますけれども、この剰余金の内容、またなぜ66億円なのか、このことについて教えてください。

それでもう一つ、次に大きい額です。⑤過年度の保険料収納見込額54億円があります。この内容、それとこれもなぜ54億円なのか、このことについて教えていただきたいと思います。

それから基金の話は先ほどさせていただいたので飛ばします。

保険料と一部負担金減免です。本当に摂津市の一部負担金減免制度は非常によかったんです。それがなくなっているのは本当に残念でなりません。

市町村独自のことは、統一化になったんだから何もできないとおっしゃるんですけども、高槻市は今年4月から子供医療費の完全無償化、これを実施するんです。窓口で今は500円を払います、それをゼロにすると。大阪府下はみんな、子供が医療にかかるときは、窓口で500円、2回目は1,000円までで、そこからは要らないみたいになっていると思うんですけど、これを高槻市は完全無償にする。全国で無償化のところはいっぱいありますけれども、大阪府下で初めてこの4月からやるんです。これは大阪府とも調整の上で実施をされるんです。勝手にやるんじゃないで、大阪府と調整した上でやることに決めています。

なので市町村独自でもやる機会があればできるんです。事務負担金も保険料も、これは法的には減免制度も摂津市の権限で決めることに法律ではなっているわけですから、ぜひ独自の減免復活をしていただきたいと思いますので、要望としておきます。

それから保険証についてです。58.41%とおっしゃいましたか、マイナ保険証になられているけれども、解除をする人も、その後で17件出てきているとのことだ

ったと思います。

それで更新をしない方、忘れておられる方、できない方といろいろいらっしゃると思うんですけども、更新ができなかったとしても、3か月間は電子証明書の有効期限が切れていても保険証としては使えるとのことなんです。

さらにそれもそのまま置いておくと、2か月たったら保険証の代わりに資格確認書が自動的に送られてくるとのことなんです。

それなら本当に何のために無理やり保険証を廃止したんやとなるんじゃないでしょうか。

もちろんマイナンバーカードを保険証とひも付けしたほうが便利だからそうしたいとおっしゃる方は、それはそれでされたらいいと思うんです。けれども、何が何でも保険証とひも付けしないとあかんと、保険証廃止までやる必要があったのかと、つくづく思うところがございます。皆さんの大変な労力もかかっておられると思いますし、税金もたくさんかかっていると思います。保険証廃止は決めたわけですけども、資格確認書を代わりに発効するんやったら、今までどおり保険証は発行すべきだと摂津市としても求めるべきではないでしょうかと私は思っております。

私たちがその運動はしていきますけれども、市町村は一番市民に身近で、市民の大変さもいろんな実情も知っておられる。そしてたくさん役割も担ってこられた市町村だからこそ、マイナ保険証じゃなくて元の保険証をちゃんと発行するようにとぜひ求めていただくように、これは要望としておきます。

3回目は以上です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは3回目の御質問にお答えいたします。

先ほどの保険料抑制財源として236億円ございました。その中の各項目についての御質問にお答えいたします。

委員からございましたように、大阪府と奈良県につきましては、令和6年度から保険料率等の統一を行っており、そのインセンティブとしまして、国から特別調整交付金が交付されることになっております。

今回、令和7年度につきましては、約15億円が交付される見込みでございまして、こちらにつきましては効果で申し上げますと、1人当たりでいくと約1,100円を引き下げる財源となっております。

それから大阪府の余剰金66億円の分でございます。こちらの金額設定はどういうことかでございますけれども、大阪府の令和5年度決算の収支で、当然過年度国庫返還金等を差し引いた上で、その上で後年度の保険料抑制としてどれだけ活用するかでございます。

それで大阪府は最終、過年度国庫返還金等を差し引いた残りの132億円の半分、こちらを保険料抑制に充て、その残りの半分の66億円については、保険料の平準化の財源として後年度で活用する旨を聞いております。

それから過年度保険料収納見込額については54億円の設定をされております。この中身は、現年度の保険料算定に当たりまして、一方では、過年度に賦課した保険料についても収入として入ってくるようになりますので、当然算定に当たっては過年度の保険料収納分を差し引くことができます。

府内市町村から事業費納付金として、この過年度保険料を幾らに設定するかにつ

きましては、毎年決められておりました、令和7年度の設定につきましては、直近の令和5年度の過年度保険料分収納額のおよそ60%を事業費納付金として納めると決定をされたものと認識をしております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 谷内田部長。

○谷内田保健福祉部長 増永委員の御質問の中で、広域化前と広域化後の比較の中で、保険料が大分高くなっていることについて答弁させていただいております。その点について1点だけ補足説明させていただけたらと考えております。

保険料につきましては、保険給付費をベースに保険料が算定される制度に仕組み上はなっております。

先ほど比較の対象期間としておられました、平成29年度と令和7年度の1人当たりの保険給付費を比較させていただきますと、平成29年度が33万7,679円でございます。

一方、令和7年度の摂津市における予算算定ベースでの1人当たりの給付費は46万9,454円、その差が13万1,775円ございました。率で言いますと39%の増加となっております。

先ほど答弁させていただいておりました、子供二人の4人世帯、40代夫婦のモデルケースでの保険料の比較の際に、8万6,453円の増加と答弁もさせていただいております。これを率で申し上げますと23.2%となっております。

1人当たりの給付費が39.3%伸びておりますので、このときの平成29年度ときの財源構成、大阪府の交付金であったり国の交付金であったり、その辺の仕組みも変わっておりますので、一概にこの39.

3%のそのままが保険料に跳ね返るとい
うものではございませんけれども、財源構
成が変わってなければ、この39.3%が
保険料に跳ね返った可能性もあるとい
うことで、御理解いただけたらと考
えております。

また令和7年度の、先ほどの答弁にも
ありましたが、大阪府の1人当たりの給
付費で、大阪府全体の給付費で見ます
と37万685円となっております、
摂津市の1人当たり給付費と比較し
ますと、摂津市のほうが9万8,769
円高い状況もございます。

保険料を、高くしていきたいと思っ
ているわけではございませんので、我々
としても様々な努力をしながら、保健
事業に注力しながら、皆様が健康な暮
らしをしていただけて、保険給付費を
抑制していきたいところもございま
すし、そういった努力をしながら保
険料の上昇については抑制していき
たいと考えておりますので、その辺り
につきましても、議員各位と思いは
変わらないかなと思っております。

以上です。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 部長からも御答弁
いただきました。

今おっしゃるように、1人当たり医
療費、これについては伸びていること
でございましたけれども、医療費総額
はどんどん下がっていったるんです。
それで毎年3,500億円の国からの投
入金、これは都道府県化をするに当
たっての約束ですから入ってまいり
ます。そのお金を割り振りする人数
が少なくなれば、国からのお金によ
る効果も大きくなってきます。

私は医療費がとてがかかっている中
で、これをかつかつでやっている中で
保険料

が上がってくるとの話をさせていただ
いてるのではないんです。

今見ていただいたように、摂津市も
どんどん基金を積み上げていく、それ
で2023年度に突然減りましたけれど
も、大阪府もどんどん積み上げてい
く。本当に医療費がとてがかかって
大変なんだったら、こんなことにな
るわけではないわけです。

そこはやっぱり国費が入ったりとか
、それで社会保険からのお金が入っ
たりとか、いろんな形でお金が入る
中で、財政的にそんなに困った状態
になってもないのに、こんなに保
険料が上がって市民が苦しいとお
話をさせていただいているので、そ
こは御理解いただきたいと思いま
す。

今からそれを掘り下げたいと思いま
す。

まず、1人当たり平均で3,527円、
大阪府の標準保険料率で出てきたお
金ですけれども、これが下がりました
と言ってます。

そのうち約1,100円は特別調整交
付金で、国からもらった御褒美分、
これが資料の特別調整交付金の(1)
です、これが1,100円分あります。
それで(3)の④、これが市町村から
集める680円です。それなら3,527
円が下がったといっても、2,000
円ほどしか大阪府の抑制分としては
出してないとなるんです。2,000
円でいいのかという話なんです。

大阪府は①の剰余金です、この(3)
の①で66億円を活用したといっ
てますけれども、今お話があったよ
うに、132億円の剰余金はあるん
です。そのうちの半分しかここへ入
れない、残り半分は翌年度に回し
ますとおっしゃられたけれど、2024
年度も黒字なんです。大阪府が黒
字の見込みと言ってます。

赤字だったらもちろん次のところに回

さないとかかんけれど、黒字なのに何でその半分しか活用せんと、まだ回すんですか、おかしいじゃないですか。

その何で66億円にしたのか、これは今、数字の話はしてくれましたけれども、摂津市は本当にそれでいいと了解したのかどうか、お聞きしたいと思います。

66億円にするか、それとも132億円にするか、これは大阪府と市町村の協議の上で決めていると思うんですけど、66億円でいいよと、50%でいいよと了解されたのかどうか、教えていただきたい。

それから過年度保険料収納見込額54億円、⑤番です。

これについて、54億円は収納率を60%と見込みましたとのお話でございました。

仮算定のときは80%としてたんです。だから仮算定ではもっと低い金額が出てたんです。でも60%にした。なぜなら、大阪府の言い分としては、市町村から40%との声も出たけれども、議論する中で間を取って60%としましたと、そういう何かふわっとした話をしてはるんです。

計算して出してきたんとちゃうんですよ。これは大阪社会保障推進協議会がヒアリングに行って、大阪府から直接聞いてきている話です。

これも摂津市は60%でよいと了解したのかどうかについて、お聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは4回目の御質問にお答えいたします。

大阪府の令和5年度決算での剰余金66億円、こちらを保険料の抑制財源に入れる決定につきましては、大阪府が主催しております、大阪府広域化調整会議で、当然

その抑制財源については話をされていると認識しております。

こちらの大阪府の広域化調整会議においては、各ブロックの代表市町村等も参画しております。その中で、一定この66億円の説明もあったものと認識しております。

ただ、大阪府の特別会計におきましては、公費の精算であったり、都道府県でしか把握されていない歳入歳出の動き等々がございます。どれだけの財源がそもそもの保険料抑制に充てられるかどうか、こちらについては財政運営の責任主体である大阪府が後年度の保険料の年度間の平準化、こちらも踏まえた上で適切に判断されたものと認識しております。

続きまして、先ほどの過年度保険料収納見込額についてでございます。

令和5年度の過年度分保険料収納額の何%を事業費納付金として納めるかで、当然、各市町村の収支状況等は異なっておりますので、その辺りは市町村の意見を聴いた上で、最終的に60%になったと認識しております。

こちらについては仮算定で80%だったこととございますけれども、80%から60%に、少し各市町村の財政状況を勘案して、逆に抑えたものでございます。

それで本市においても大阪府の提示した60%について、了とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 いろいろ話は聞いているけれども、財政の主体が大阪府だから、大阪府がそこについては責任を持ってやっているんだと。それに対して一緒に相談してやる形ではなくて、聞いて了としたと

の話だったのかなと思います。

都道府県の国保運営方針、これをつくるに当たって、厚生労働省が策定要領をつくっております。

それでその策定要領の中には、「国保は一会計年度単位で行うことが基本で、収支均衡していることが重要である」と書いてあります。それで、「必要以上に黒字幅や繰越金を確保することのないよう」とも書かれてるんです。これは市町村のことだけではありません、都道府県も同じです。都道府県の運営方針をつくるときに、そういう方針でやりなさいよと書いてあるんですよ。

つまり本来は、保険料の引下げのために50%を66億円じゃなくて、100%の132億円を活用すべきなんです、次の年は黒字と分かてるんだから。

また、策定要領には「決算剰余金が生じて、その一部を市町村と協議の上、基金に積み立てることも考えられる」とありますが、協議した上です、これだけある剰余金をどう活用しましょうかと協議しないとあかんのです。

そこでいろいろ話をして、来年はどうも赤字が出そうだから、これは全額を入れなくて、置いておこうかということは、それはあるでしょう。

しかし最初から大阪府が、これは50%にしますねといって出してきた、皆さんはよろしいですかと、はいどうぞと、そういうやり方では駄目なんです。

原則は100%を入れるべきだと思うんです、一会計年度が基本なんです。剰余金、そんなのはため込むのがおかしいと言ってるんです、策定要領は。

そうじゃないときは市町村と協議しまして、積み立てることも考えられると書い

てあるんです。

摂津市はさっき了としたと言っておられますけれども、この策定要領から考えて、本来は100%を引下げに入れるべきだったと思いませんか、お答えください。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは増永委員の御質問にお答えいたします。

ただいまおっしゃられました国民健康保険につきましては、一会計年度単位で行う短期保険であることから、原則として当然、収支は均衡していることが求められる。こちらにつきましては特別会計を運営している以上は当然と認識しております。

また、必要以上に都道府県会計においても黒字や繰越金を確保することのないよう、市町村の財政状況をよく見極めた上で、バランスよく財政運営を行う必要があると記載されていると認識しております。

それで必要以上に黒字や繰越金を確保することのないよう、これを踏まえて先ほどの66億円、こちらは地方財政法に基づいて、半分について保険料の抑制財源に充てて、残りについては後年度以降で平準化を図っていく考えの下、適切に対応されたものと認識しております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 最後は要望にしておきます。今、地方財政法を出しはりましたけれど、大阪府もそう言ってるんですけど、そうじゃないと思うんです。

地方財政法にそれを当てはめるのではなくて、やはり運営方針の策定要領ですよ。特別会計と、返済とかもいろいろしていかないとあかんような、そういう市町村の一般会計と一緒にしたらあかんと思うんです。

策定要領の中に均衡を図れと書いてある、黒字幅とかそんなのを必要以上にため込むなど書いてある、そこに基づいてやるのが大阪府のやらないとあかんことだし、皆さんはそこに対して物を言うべきです。だってこれだけ値上がりしているんだから、市民が苦しんでないんだったら、それはいいですよ。だけど市民が苦しんでいるんです。

さっき市町村のことを聴いてもらって、80%を60%にしてももらったと、それは市町村のためだと言われたけれど、市民のためになってないんです。市町村はまだ払える余力があるけれど、市民はもう払える余力がないところまで来ています。

ぜひ引下げにしっかりと使っていくように、都道府県策定要領では都道府県が財政運営を持つんだから、基本的に市町村に赤字は発生しないといってるんです。それで市町村の納付金の著しい上昇を抑制するために、都道府県の基金を取り崩すこともできるといってるんです。

市町村と協議の上で、具体的な活用方法を決定すると書いてあります。都道府県の役割は市町村の財政安定化、大阪府のように保険料の値上げにつながる事業費納付金の連続引上げを行ったり、さっき言い忘れましたけれど、この赤字は摂津市単独じゃないんです、37市町村が単年度赤字を出しているんです。お隣の茨木市は4億円が赤字になっているといっていました。

こういうことを安定化させないとあかん大阪府がやっているんです。府の剰余金の半額を府が自分の会計にため込むなんてあり得ません。府は2024年度も大きな黒字が出るんです。

今のお話やったら、さらに引き下がっていく予定ですよね。これから今年度はこれ

だけ引き下がったけれども、来年度はもっと引き下がる。そのようにならないとおかしいはずですけど、今度はまた値上がりするんじゃないかと、私は予測しております。

こういうことにならないように、剰余金100%を繰り入れさせて、摂津市の赤字分の1億円を取り戻してください。それで市民の保険料をもっと大きく引き下げる、市町村として対等に大阪府と、これを一緒に運営していくんだったら、そういう立場に立っていただくように要望して、私の質問を終わります。

○福住礼子委員長 暫時休憩いたします。

(午後3時26分 休憩)

(午後3時50分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは私から質問させていただきます。

2問あります。質問1です、予算概要166ページ、予算書でいうと24ページになるかと思えますけれども、保健事業費全般についてでございます。

令和6年3月に、令和6年度から令和11年度までの期間として、第3期のデータヘルス計画が策定されたかと思えます。

それでこれは、事あるごとに聞かせていただいていると思えますけれども、前年の予算審査の際には、主要事業において最終目標値とは別に、毎年ごとの目標値を設定して整理されると認識しております。

それで令和7年度でいきますと、計画の2年目に当たるかと思えますけれども、この目標設定の根拠も含めて具体的な内容についてお聞かせいただきたいと考えております。

ただ10事業がございますので、考え方

を重視したいことから、例えば特定健診の未受診者対象事業とか、例を挙げて示していただいて、お答えいただいて結構ですので、一つ目をよろしく願いいたします。

続きまして、質問2です。

予算概要166ページ、予算書は26ページです。

特定健康診査等事業の人間ドック等助成金についてでございます。

この人間ドック等助成金についても、毎回恒例で聞かせていただいていると思います。

こちらは令和6年度から人間ドックの受診費用の助成に加えまして、脳ドックの受診費用の助成を加えていただいていたかと思えます。

そして令和7年度の市政運営の基本方針を見てますと、30歳から39歳まで助成対象を拡大されるというところがございます、これについてはいろんな場面で私も要望させていただいておりますので、対応いただいたことは非常に喜ばしいことだと思いますし、この取組は評価したいと考えております。

そこで人間ドック並びに脳ドックの受診の助成の現状と、あと予算が当然のことながら増額となっておりますので、どれぐらいの方、あるいは件数の増加を想定されているかについて、1回目をお答えください。

以上です。

○福住礼子委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 それでは光好委員の保健事業に係る2点の質問に御答弁申し上げます。

まず1点目、第3期データヘルス計画に係る年度ごとの目標値についてで、特定健診未受診者対策事業を例に挙げて御答弁

申し上げます。

第3期データヘルス計画では、特定健診受診率に関し、令和11年度を最終目標として60%を掲げております。

令和5年度の特定健診受診率が32.4%と目標値とは大きく乖離があることは認識しておりますが、過去最高の受診率となり、一定、未受診者対策が功を奏したものと捉えております。

そのため、目標値との乖離を埋めるべく、計画初年度である令和6年度は、令和5年度の受診率から目標達成可能な35%の受診率を設定し、以降はおおむね年度ごとに5%ごと上積みし、受診率向上を図るべく目標値を設定しているものです。

この目標値を達成するためには、未受診者対策の充実が重要と考えております。市ホームページやSNSを活用した受診勧奨の新たな検討、勧奨はがきの送付時期や出張特定健診の実施時期、実施場所など、これまでしてきた取組内容を点検しながら改善を図り、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に2点目、人間ドック及び脳ドック受診費用助成の現状と件数の増加についてです。

令和5年度の人間ドック受診費用の助成件数は173件、令和6年度の令和7年1月末時点の助成件数は165件であり、現在の推移で言いますと令和5年度を上回る件数に着地する見込みでございます。

一方、脳ドックの令和7年1月末時点の助成件数は49件で、初年度ということもありますが、想定よりは伸び悩んでいると捉えています。

このような状況を踏まえ、令和7年度の人間ドック、脳ドック受診費用の助成につきましては、人間ドックでは40歳以上で

14件、若年者への助成拡大分で20件の計34件の増加、脳ドックでは40歳以上は増加を見込まず、若年者への助成拡大分で10件の増加を見込んでおりました、令和6年度と比較して合計44件の増加を見込んだ予算額としております。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 御答弁ありがとうございます。2回目でございますけれども、まず質問1、第3期データヘルス計画の中で、特定健診未受診者における事例を挙げて、目標値について御説明いただきました。ありがとうございます。

私は今までの仕事もありますけれど、常々に計画に基づく各事業の進捗管理をいろんな場面で、いろいろと御指摘もしながら要望させていただいていると思いますけれども、非常に重要なことであると思います。

それで答弁いただいた年度ごとの目標値で、令和6年度は35%とおっしゃってましたかと思えますけれども、実績、成果、課題、またそれを評価の繰り返しの、いわゆるPDCAサイクルを回していくことは基本中の基本で、最も重要な最適な管理であると私は捉えております。

それで年度ごとに目標値を設定された際には、いろいろ議論されたかとは思いますが、その中で想定された課題について、どんなものがあったかです。

これも先ほどの特定健診の未受診者の対策事業で例を挙げていただきましたので、その続きで例示されても結構でございますので、お答えいただきますように、よろしく願いいたします。

続きまして、質問2でございます。

人間ドック、脳ドックの費用助成で、現状と件数の見込みを御答弁いただきまし

た。

予算上で若年層への拡大も含め、若干伸び悩んでいるところもあるかもしれませんが、44件程度の増加を見込んでおられたとのことでございます。

気になるのは脳ドックです。なかなか30代で自ら進んでやるのも考えづらいなと思いますし、私も40代に入ってから人間ドックはやってますけれど、脳は後に置いていて、実は50代に入ってから1回やってるんですけども、そういう意味でいくと、若年層のアプローチといいますか、要るんじゃないかなと、個人的には感じております。

その観点から、周知の方法であったり、受診しやすいように工夫されることなど考えておられましたら、2回目をお答えください。

以上です。

○福住礼子委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 それでは光好委員の保健事業に係る2回目の2点の御質問に答弁申し上げます。

まず1点目、特定健診未受診者対策事業に係る、目標値設定時に想定された課題についてです。

未受診者対策の取組としましては、各種対策を実施しているところですが、受診率の向上につながる効果的な取組につきましては、引き続き検討課題となっております。

令和6年度の新たな取組としまして、大阪府主催の地域職域連携推進協議会において、茨木保健所管内の各団体が集まり、特定健診に関するお得な情報等をうわさに見立て情報発信する、アートプロジェクトを国保年金課窓口ブースに設置しているアクリル板や、国保年金課窓口横の特定

健診ブースで実施、また千里丘駅西地区再開発事業の工事壁面にも、この3月に実施予定にしております。

また、前年度受診情報を付加した受診勧奨のはがき送付、出張特定健診の健診場所を1か所追加するなど、受診者の増大を図りました。

しかしながら、受診予約したにもかかわらず未受診といった方もおられるなど、改善の余地は多いと考えております。

そのため、受診者へのインセンティブとして健康グッズなどの配布や、予約者で来場がない場合は直接電話連絡するなどして、一人でも多くの受診につなげていきたいと考えております。引き続き、効果的な取組について検討してまいります。

次に2点目、脳ドック受診費用助成における周知方法や、受診しやすい工夫についてです。

まず制度の周知につきましては、広報せつつ4月号やホームページに、地域福祉通信では8月号で前年度に受診された方に向けた助成の申請勧奨を掲載しております。

また、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンターのデジタル広告や、市役所1階の窓口案内モニターで案内を流すとともに、健康まつりのポスターの配架、特定健診案内パンフレットへの掲載、国保年金課窓口での冊子「脳ドックで調べると分かること」の配架や窓口の亚克力板にメッセージつきポップを貼り付けるなども行っております。

次に、受診しやすい工夫につきましては、脳ドックは市内で検査可能な医療機関がないため、近隣市で受診可能な医療機関をホームページに掲載するとともに、各種健診コース受診時に脳ドック費用分の内訳

金額を明記してもらうための、事前申請が必要な医療機関についても逐一更新しております。

また、済生会吹田病院との連携協定に基づく、期間限定割引プランの周知についても行っております。

まずは制度を知っていただくことと、その上で受診を阻害する要素がどこにあるのかを分析し、改善することにより受診者の増加につなげてまいります。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 御丁寧な御答弁をありがとうございます。3回目は要望とさせていただきます。

質問1です。第3期データヘルス計画の中での想定された課題についてで御答弁いただきました。ありがとうございます。

若干厳しいことを言うのかもしれませんが、令和5年度で32.4%の受診率に対して、これから5%ずつ上乘せし、令和11年度で60%とすると、この差を埋めるのはなかなか難しいかなと思いますので、極力といいますか可能な限り、まずは努力していただきたいなと思います。

ただ、インセンティブの話であるとかいろいろ工夫されて、新たな取組にもチャレンジされていることは非常に伝わってきておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

今回はその10事業のうちの一つでございましたけれども、せっかく策定した計画でございますので、全ての事業においてもしっかりと実効性の高いものにすることを意識してやっていただきたいと思えますし、常々言ってますようにPDCAの進捗管理です。5%の目標に対してなかなか上がらないときはどうするかは、難しい

とは思いますが、一つ一つの課題をクリアすると、しっかりPDCAを回していただけるように、これを要望して終わりたいと思います。

続きまして、質問2でございます。脳ドックです。特に促す工夫であったりとか、周知についてお聞かせいただきました。

これはずっと言っていることでございますけれども、疾病の早期発見は最も重要でございますし、重症化予防の観点も非常に大事だと思いますので、より多くの被保険者にまずは受診してもらうよう促す必要があらうかと思えます。

繰り返しになりますけれど、令和7年度からは30歳から脳ドックの助成でございます。私ぐらいの年齢になると、健康不安があるかもしれませんが、なかなか30代にはその意識はないと思います。

ですから目に触れるとか、そういうのがあると認識さえあれば、きっかけになりますか、ふだんからそういう周知も、若年層も含め全体にやっていただきたいです。せつかくですので、若年層に対してのアプローチは重要でしょうし、先行してやっておられる他市もあると思うので、そこでもし伸びているところがあるのであれば、その情報も得る等々、様々に工夫していただいて、つまり情報をインプットすることから始めていただければ行動に移すのが早くなると思いますので、こちらにつきましてもしっかりと取り組んでもらいますように、よろしく願いいたします。要望といたします。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第8号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、後期高齢者医療保険の質問をさせていただきます。

後期高齢者が増えていると思うんですが、摂津市では後期高齢者の加入者が今は何人になっているのか、教えていただきたいと思えます。

そして医療費の窓口の負担割合が原則1割、現役並み所得者が3割だったのが、2割の窓口負担が入れられていると思います。それぞれの窓口負担割合は何人なのかについても教えてください。

1回目は以上です。

○福住礼子委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは増永委員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者の被保険者数の状況でございます。直近の令和7年1月末現在で1万2,884人となっております。

同月末現在で、窓口負担割合別でお答え申し上げますと、1万2,884人のうち2割負担の方については2,453人となっております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 1割と3割も教えていただきたいので、お願いします。

○畑原国保年金課長 1割負担の方が9,399人、3割負担の方が1,032人、合計1万2,884人ということでございます。

以上です。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 政府は昨年9月に「高齢社会対策大綱」を出しております。75歳

以上で窓口負担が3割となっている現役並み所得者の範囲を拡大して、さらなる医療費の負担増を高齢者に負わせる方針として、こういうものを打ち出しております。

また、先ほど質問もさせていただきました高額療養費の引上げも撤回はしておりません。また秋にもう一回、話し合うと言っております。

高齢者の皆さんが、年金は削減され、物価は高騰、介護保険料も高い、その中で医療費は本当に命に関わるものなのに、これの引上げをどんどん行っていることは、本当に血も涙もないと先ほども言いましたけれども、そういう政府だと思っております。

ぜひ高齢者の命を守り、健康を守り、そのためには皆さんの声を上げていただくことも必要だと思いますので、今後の改悪に対して反対していただきますように要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○福住礼子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時10分 休憩)

(午後4時11分 再開)

○福住礼子委員長 再開します。

議案第7号及び議案第13号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは1点質問させていただきます。

予算概要の180ページになりますけれども、介護人材確保事業について、介護を受ける方はどんどん増えておりますし、それを支える現場のスタッフの皆さんの担い手が非常に心配される場所ですけれども、この介護人材の不足については考えておられると思うんですけれども、それに対する認識と現状について、お伺いしたいと思います。

1回目は以上です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それではお答えします。

介護人材確保事業につきまして、少子高齢化の進展に伴い、介護サービスの需要が急増する中で、介護人材の不足は今後さらに深刻化していくと認識しております。

そのため介護人材確保策として、令和6年度より離職防止を目的に、市内居宅介護支援事業所のケアマネジャーの5年に1回の資格更新に必須となります。研修受講費用の一部補助を開始したところでございます。現在で申請者数は2名となっております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。ケアマネジャーの資格更新というのを、今回初めて知ったんですけれども、費用もたしか4万円かかるように聞いておりますので、しっかりとその辺は支援していただいて、喜んで介護の仕事に当たれるように御尽力いただきたいと思っております。

それで介護人材確保について心配されておられることは分かったんですけれども、本市の介護人材確保について、今後をどのように考えておられるのか、お伺いたします。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 お答えします。

現在、介護人材の確保事業として離職防止対策に主眼をおいた取組となっておりますが、介護分野におけます人材確保は離職防止策だけでは不十分であり、総合的かつ長期的な視点からのアプローチが必要になってくると考えております。

そのため人材の長期的な確保や質の向上も視野に、雇用労働環境の改善、新規人材の確保に資する取組について、介護事業所等との意見交換を通じてニーズ把握を行いながら、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 今後の取組についてはいろいろ考えていただいている点が理解できました。

介護を受けるならば、まずケアマネジャーを探すところから始まるんですけど、今は手いっぱい、うちでは受けられませんかとも、聞くようになってまいりまして、現実にその窓口になるケアマネジャーですが、育成支援に市としても取り組む必要があるのかなと改めて思いました。

人でやるべきところというもあるんですが、一般質問でもさせていただいたんですけども、例えばICTを利用した通信機つきの電球による見守りとか、そういう機械でカバーできるところはしていただいて、その上でどうしても人の必要になるところにしっかり力点を置いていただけたらなと思います。

その辺は第10期の計画においても施策について検討をお願いいたしまして、質問を終わります。

以上です。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは介護保険の質問をさせていただきます。

質問番号1番です。

第9期、2025年度は真ん中の年に当たるのかなと思いますが、計画と比べてどうなっているのか教えていただきたいと思います。

また財政状況なども教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2番です。

保険料が大変高いとのことで、北摂で2番目だったと思っておりますけれども、減免をぜひ活用していただいて、減免できる方は保険料減免をやっていただきたいなと思ってのんですけれども、減免の種類の内容、利用件数、金額を教えていただきたいと思います。

独自減免の申請は増えているのかどうか、推移も教えていただきたいと思います。それから周知もしていただいていると思いますので、教えてください。

続きまして3番です。

施設整備の問題について、いろいろ苦心もされておられると思うんですけど、どうなっているのか教えてください。

それから4番です。

総合事業です。要支援の制度が総合事業になっているわけですが、現状は財政的な見込み、総合事業の見込みはどうか。上限があると思うんですけども、それとの関係はどうなのか、それから緩和された基準のA型、それからB型は行われてないと思うのですが、C型、D型、それぞれの内容の説明と、件数についても教えていただきたいと思います。

5番です。

介護認定でございます。認定とチェック

リストの数を教えてください。

それから認定までの期間はどれぐらいかかるのか、教えていただきたいと思いません。

次に6番です。

今、担い手不足のお話を水谷委員も質問されておりました。人材不足と言われておりますけれども、介護ヘルパーの報酬が、訪問のほうの報酬が引き下がったと聞いてるんですが、どういう内容なのか、教えてもらいたいと思います。

それから7番です。

介護の事業所のお話です。人材不足、物価高騰の影響で、事業所の廃止とか休止が増えて、全国的に大変な問題になっていると思います。

地方では事業所がなくなってしまって、見てもらえる人がどこもない、相談に行くところもない介護難民も出てきていると聞いているんですけれども、摂津市の状況はどうなっているのか教えてください。

以上、1回目です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは7点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の第9期の計画状況でございますが、給付費でお話をさせていただきますと、令和6年度、第9期かがやきプランの1年目の見込みではあります、当初は69億円で計画を立てておりましたが、71億円程度になってくるかと考えております。

第8期で申しますと、コロナの影響もございまして、給付の伸びが芳しくありませんでしたが、コロナ禍以降は特に在宅系のサービスの給付が伸びておりまして、計画値を上回る数字になっております。

そのため、基金は令和5年度決算におき

ましては5億3、027万1、209円という残高でございました。

令和7年度の当初としましては、事業計画による取崩し等を加味いたしまして、令和7年度末の残高は4億380万円くらいになるかと考えております。

続きまして、保険料の関係で独自減免でございます。

減免につきましては、条例減免と独自減免がございまして、条例減免のうち内容としまして、災害を受けた方の減免、失業等で所得が減少した方の減免、刑事施設等、介護保険法第63条に規定する施設に収監された方の減免がございまして。

災害を受けた方の減免は、現在ゼロ人、失業等による所得減少した方の減免は41人、刑事施設等の方はゼロ人となっております。

次に、独自減免の内容でございますが、こちらにつきましては保険料段階が第2段階、第3段階の保険料が賦課されている方で、年間収入が一人世帯で120万円以下、ほかの世帯の扶養親族となっていない、居住用以外の土地、建物を有していない、預貯金が350万円以下の四つの要件を満たす方が対象となっております。

なお、独自減免の推移でございますが、令和元年度が13人、令和2年度が16人、令和3年度が18人、令和4年度が18人、令和5年度が21人で、令和6年度は令和7年1月末現在で、19人となっております。

続きまして3点目、施設整備の状況でございます。

第9期におきましても、小規模特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスの3施設を計画に位置づけております。

このうち小規模特別養護老人ホームにつきましては、令和6年度に公募を2度実施しておりますが、申請はなかった状況になってございます。

4点目の総合事業でございます。

こちらの財源的なところでございますが、総合事業の上限は、事業移行前年度の実績に市町村の75歳以上の高齢者の伸びを乗じた金額となっております。

令和7年度の上限につきましては約3億4,600万円、これに対して予算としましては約2億6,000万円の予算を計上しておりますので、現時点におきましては上限を上回る数字にはなっていない状況でございます。

次に5点目の、介護認定とチェックリストの関係でございます。

令和7年1月現在の申請者数につきましては2,842人、令和5年度が3,375人でございます。

このうち令和6年度の新規件数につきましては、同じく1月現在で1,008人、令和5年度が1,189人ございましたので、新規の数が若干増加傾向にあるかと考えております。

また、申請から認定までの日数につきましては、令和5年度が平均で44.2日であったのに対し、令和7年1月現在でございますが、約45日の状況になっております。

続きまして、介護報酬の関係であります。

処遇改善加算の形で、職員の安定的な処遇改善を目的として、法人の賃金改善、職場環境の取組等を評価し、毎月の報酬に加算して支給する制度がございまして、加算を取得するためにはキャリアパスの規定であったり、職場環境等を整備した上で届出が必要となっております。

令和6年6月から処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の三つの加算が一体化しまして、事務の簡素化を図るとともに、令和6年度に2.5%を、令和7年度に2.0%のベースアップとつながるよう、加算率の引上げが講じられているところでございます。

続きまして、介護難民でございます。

事業所につきましては現在、新規と廃止等と、年間1件、2件が出てございますが、他市地方と比べますと、大きく減っている状況はございません。

ただ高齢者数が増えておりまして、サービスを受給するニーズも増えておりますので、若干、特に特別養護老人ホームとかは、入所待ちもありまして、待機者が存在しているのも事実でございます。

その状況も踏まえまして、必要となるサービスが効果的に提供されるよう、施設整備等々につきましても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問を行います。

第9期は今まで以上に、給付費が伸びているとのことでした。

介護を必要とする高齢者の方は、年齢がだんだん上がっていくわけですから、サービスが必要になる方が増えるのは、それはそのとおりだと思うんですけども、しっかりとそこら辺は考えながらやっていただきたい。できる限り元気で地域で暮らしていただくための様々な取組も行われておられると思いますので、両方ともサービスをしっかり受けていただく。それでサービスにいかない方がたくさんいらっしゃるというように、やっていただきたいと思

います。

そうは言っても高齢者の人口は増えていくわけですし、一定の努力をしても、もちろん介護の事業費が増えるのは当たり前だと思いますので、これは国が面倒を見ないとあかんと感じております。

国にもしっかりと要望を上げていただいて、高齢者に対してきちんと予算を取るように、言っていただきたいと思います。これは要望といたします。

2 番目です。減免の種類を教えてくださいました。

この間、火事が2か所でありまして、今はまだ避難といえますか、そういうところにいらっしゃる方もいらっしゃると思います。

別府の火事の際にも、介護保険料の減免があることを知らなかった方もいらっしゃると思います、そういう周知もしていただいているのかどうか、伺いたいと思います。

それから独自減免は一生懸命に周知をしていただいていると思うので、ちょっとずつ数も増えてきているのかなと思います。

一回受けた人は、次の年に用紙も送っていただいていると聞いておりましたので、そういうこともしていただいていると思うんですけど、独自減免は対象者がはっきりしていると思いますので、ぜひケアマネジャーとかにしっかりと周知もしていただいて、使える人には使っていただくことでお願いしたいなと思います。

それで、確定申告の時期でございますけれども、介護認定等で障害者控除が使えるという制度があると思うんです。これは摂津市の制度でもあると思いますので、これを教えていただきたいと思います。

利用者は増えているのか、周知を何かさ

れているのか、ここについても教えてください。

施設の問題です。なかなか募集しても手を挙げてもらえるところがないのがずっと続いているのかなと思います。非常に厳しい状況が、建設そのものが、非常に物価も高騰して人件費も上がって、なかなかできないことも影響していると思いますけれども、先ほどおっしゃったように、施設を必要とされておられる方がいらっしゃるの、何か工夫をぜひしていただきたいなと思いますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

先ほど特別養護老人ホームの待機者がいると言われておりましたので、この施設の待機者の数も教えていただきたいと思います。

次に4番、総合事業です。

上限までは、まだあるとのことでしたが、何で上限があるのかと思いますけれども、これも必要な人にちゃんと必要なサービスを届けるためには、ここがあなたのところの上限だと、国が市町村に言うのはおかしいと思ってるので、それを撤廃せよと言ってほしいと思います。どんどんサービスが減っていくので、なかなか大変だとは思いますが、先ほど緩和された基準のA型、C型、D型、この数を教えてほしいなと思っています、中身と。上限が近づいているからといって、安かろう悪かろうのサービスに流さない、これはすごく重要なことだと思っていますので、今後もその方向なのか、サービスを必要とする方には専門的なサービスをちゃんと提供する、これまでの摂津市の姿勢に変わりはないのかも確認しておきたいと思います。

5 番目の介護認定です。

チェックリストの数は言ってもらいま

したか、また教えてください。

認定までの期間が前はもっと長くかかっていたのが、審査会を増やす努力もしていただいて、短くなったと思ってたんですけど、申請数が増えた結果かもしれませんが、また伸びているとのことですので、早く認定を下ろしてもらえるように、もちろんきちんと審査するのが前提なんですけれども、何か工夫できることがあったらぜひしていただいて、本来は30日ですか、そうなるようにこれは努力してもらいたいなと思っておりますので、ここはチェックリストのことを聞きたいと思います。

6番です。担い手不足のお話でございます。

先ほど処遇改善の加算があるとのこと、全体としてはベースアップしたと政府が言っていることだと思っておりますけれども、その中で、何か知らんけれど、訪問ヘルパーだけ引き下がることが入っております。もう一回、訪問ヘルパーのことを説明してもらいたいなと思います。

それから7番目です。介護事業所の問題です。

地方のように本当にそこがなくなったら誰も見てくれる人がないような状況ではないのは、もちろん大阪の中ですからそれはよく分かるんですけど、でも摂津市の中でも、新規もあるけれども廃止も出てきてることが分かりました。

チェーン店みたいに大きな事業を展開しておられるようなところは、新しく事業所を増やすことがあるのかもしれませんが、個人でやってはるとか、小さいところはなかなか体力がなくて、廃止までいかなくても休止とかもあるのかなと思うんですけども、しっかりそのところは市からも見ていただいて、コロナのとき

は事業所に対しての支援も少しあったかと思うんですけど、今は何もなくなっていると思うんです。だけどぜひそこは何か事業所が困っていることがないか、何か手助けできることはないか目配りもしていただいて、努力していただきたいなと思います。

せっかく摂津市の高齢者の皆さんの生活を支えていただいているところですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。7番目は要望といたします。

2回目は以上です。

○福住礼子委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 それではお答えさせていただきます。

まず、独自減免等に関する周知でございますが、広報またケアマネジャー等にも制度の説明をさせていただいております、こちらから案内が入るようにしていただいているところでございます。

また、障害者控除の内容でございますが、こちらの中身につきましては、65歳以上の方で障害者手帳の交付を受けていない人でも、寝たきりや認知症などの一定の要件を満たす場合には、障害者控除対象者認定書の交付を受けることができる制度となっております。

この認定書によりまして、所得税や住民税の障害者控除または特別障害者控除を受けることができるものでございます。

摂津市の基準といたしましては、障害者に該当する人は、要介護認定が要支援2以上であって、認知症高齢者の日常生活自立度が、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる、ランク2以上の方、または障害高齢者の日常生活自立度が、屋内での生活はおおむね自

立しているが介助なしには外出できない、いわゆる準寝たきり状態というランクA以上の方でございます。

次に、特別障害者に該当する人は、要介護認定が要介護3以上かつ認知症高齢者の日常生活自立度が、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とするランク3以上の方、または障害高齢者の日常生活自立度が、屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保てない、いわゆる寝たきりの方でございます。

これら両方該当する方は、特別障害者に該当するものでございます。

次に、施設の待機者数でございますが、令和7年1月現在で120人となっております、令和5年度は131人の状況でありました。減少しているとはいえ、100人は超えている状況でございます。

続きまして、総合事業でございます。

訪問型サービスA、通所型サービスC、訪問型サービスDの内容と実績でございます。

まず初めに、訪問型サービスAの内容につきましては、基本チェックリスト基準該当者、または要支援1、2の要介護認定者を対象とするもので、従事者養成研修を終了したシルバー人材センター、または布亀株式会社の訪問生活支援員による掃除、洗濯、衣類の整理、買物などの生活支援サービスでございます。

令和6年度、令和7年1月末現在でございますが、シルバー人材センターの利用はなく、布亀株式会社の利用のみとなっております、内容としましては、20人、延べ130回の利用となっております。

続きまして、通所型サービスCでござい

ます。こちらは保健センターを事業者として指定しており、リハビリの専門家が一人一人に合ったプログラムを作成し、3か月もしくは6か月の集中的な運動指導等が実施される、短期間のサービスでございます。

令和6年度、令和7年1月末現在の利用者は102人となっております。令和5年度は94人、令和4年度は65人、令和3年度は56人となっておりますので、増加傾向にございます。

続きまして、訪問型サービスD、こちらの内容につきましては、基本チェックリストの基準該当者、または要支援1、2の要介護認定者が、市内でのつどい場等の介護予防活動への参加、買物、通院と定期的な外出を行う際に、その支援を行う住民団体に運営経費を補助するものでございます。

令和6年度は12月末現在で、利用としては1,567回、うち要支援認定者の利用は1,307回となっております。令和5年度は1,157回の利用、うち要支援認定者の利用は1,025回となっておりますので、増加している状況にございます。

続きまして介護認定、答弁が漏れておりました。申し訳ございません。

チェックリストの数でございます。令和6年度は令和7年1月末現在で4,572人となっております。令和5年度が4,458人であったので、同程度の推移になっているかと認識しております。

次に、担い手不足、訪問ヘルパーでございますが、介護分野の中でもケアマネジャーにつきましては、介護報酬の加算がされていますが、ヘルパーにつきましては報酬が下がっている状況となっております。

介護職員は令和4年度になりますが、国の調査の年収ベースで申しますと、年収3

62. 9万円となっております。

そのような中で、ほかのヘルパー以外の方と比べますと、ケアマネジャーの報酬が低いといったことで、加算となったところでございますが、訪問ヘルパーは、ほかと比べて高いとの国の判断に基づいて、下がった状況と認識しております。

以上でございます。

○福住礼子委員長 本日の委員会は、この程度にとどめて散会をいたします。

(午後4時42分 散会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 福住 礼子

民生常任委員 光好 博幸